

令和3年度
先進的省エネルギー
投資促進支援事業費補助金
公募要領

2021年5月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)」及びSIIが定める「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう。(以下同じ)
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く。)

目次(1)

1. 事業概要

1-1. 事業名称	9
1-2. 事業目的	9
1-3. 予算額	9
1-4. 補助対象事業	9
1-5. 補助対象事業者	11
1-6. 申請単位	18
1-7. 工場・事業場間一体省エネルギー事業	19
1-8. 複数事業者の連携事業	19
1-9. 複数年度事業	20
1-10. 申請パターン	21
1-11. 補助対象経費	24
1-12. 補助率及び補助金限度額	25
1-13. 補助事業期間	26
1-14. その他留意事項	27
1-15. 事業全体スケジュール	28

2. 各事業区分の概要 (A) 先進事業

2-1. 補助対象設備	37
2-2. (A)の省エネルギー効果の要件	38

3. 各事業区分の概要 (B) オーダーメイド型事業

3-1. 補助対象設備	41
3-2. (B)の省エネルギー効果の要件	42

4. 各事業区分の概要 (C) 指定設備導入事業

4-1. 補助対象設備	45
4-2. 省エネルギー効果について	46
4-3. (c)指定設備を(A)又は(B)で申請する場合	46
4-4. (c)指定設備の定額補助額	46

5. 各事業区分の概要 (D) エネマネ事業

5-1. 補助対象設備	49
5-2. 対象となるエネマネ事業	49
5-3. 申請要件	49
5-4. EMSの構成と機能について	52
5-5. 事業スキーム	54

6. 国庫債務負担行為分(年度またぎ事業)

6-1. 事業名称	57
6-2. 予算額	57
6-3. 申請要件	57
6-4. 事業全体スケジュール	59

目次(2)

7. 交付申請～採択

7-1. 公募		61
7-2. 交付申請		61
7-3. 申請の手続き担当		62
7-4. 提出書類一覧		63
7-5. 書類提出先と締切日		67
7-6. 交付決定前の変更等		68
7-7. 審査		68
7-8. 交付決定		72
7-9. 公表		72

8. 事業の実施

8-1. 補助事業の開始		75
8-2. 交付決定後の計画変更等		75
8-3. 中間報告		76
8-4. 中間検査		76
8-5. 実績報告及び補助金の確定		76
8-6. 精算払請求書及び補助金の支払い		77
8-7. 取得財産等の管理		77
8-8. 成果報告		77
8-9. 交付決定の取消し、罰則等		77

9. 資料

【付録】 原油換算係数表		79
別表1 指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額		82
別表2 指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表		94
資料1 日本標準産業分類		119

各事業区分概要

本事業は新たな制度であるため、十分に内容を理解の上、交付申請を行ってください。
小文字(a) (b) (c) (d)は対象設備、大文字(A) (B) (C) (D)は事業区分を意味します。

【手順1】 導入予定の設備が(a)、(b)、(c)、(d)のいずれに該当するかを整理し、

導入設備 (補助対象設備)	(a) 先進設備・システム	(b) オーダーメイド型設備
	SIIがホームページで先進設備・システムとして公表した補助対象設備	機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であつて、設計図書等の納品物があるもの

【手順2】 各導入設備の更新範囲における省エネ計算を行う。

省エネルギー量	先進設備・システムの省エネ量	オーダーメイド型設備の省エネ量
---------	----------------	-----------------

【手順3】 (d)を除く、(a)、(b)、(c)の省エネ効果を合算する。

【手順4】 「事業要件」及び手順3で算出した省エネ効果が(A)、(B)、(C)のどの「省エネルギー効果」

事業区分		(A) 先進事業	(B) オーダーメイド型事業
事業要件		資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムを導入する事業	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)を導入する事業
省エネルギー効果の要件		申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率: 30%以上 ②省エネ量: 1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率: 15%以上 ※ 複数の対象設備((a)、(b)、(c))を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率: 10%以上 ②省エネ量: 700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率: 7%以上 ※ 複数の対象設備((a)、(b)、(c))を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。
その他の申請要件		・投資回収年数が5年以上であること。 ・「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。 ・経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。 ・導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。 ・トップランナー制度対象機器を導入する場合はトップランナー基準を満たす機器であること。	
補助対象経費		設計費、設備費、工事費	
補助率	中小企業者等 ※1	2/3以内	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内
	大企業・その他 (みなし大企業を含む) ※2	1/2以内	1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内
補助金限度額 ※3		【上限額】 15億円/年度 ※4	
		【下限額】 100万円/年度	

※1 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であつて、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の従業員が300人以下の法人。
※2 大企業とは会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお、大企業の申請要件は、次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
・省エネ法の事業クラス分け評価制度において、「Sクラス」に該当する事業者(原則、公算締切時点で「令和2年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、Sクラスとして公表されていることが確認できる事業者)

4つの事業区分(A)～(D)があり、各事業区分で補助対象となる設備が異なります。
また、導入する補助対象設備により、申請できる事業区分が決まります。

単独、又は組み合わせて省エネ計画を立てる。

(c) 指定設備	(d) EMS機器
SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表したもの	SIIが補助対象設備として公表したエネルギーマネジメントシステム
	▼
指定設備の省エネ量	EMSによる省エネ量

の要件」を満たすか確認し、申請する事業区分を選択。

(C) 指定設備導入事業	(D) エネマネ事業
SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図る事業
SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること 指定設備 <ユーティリティ設備> ①高効率空調 ②産業ヒートポンプ ③業務用給湯器 ④高性能ボイラ ⑤高効率コージェネレーション <生産設備> ⑥低炭素工業炉 ⑦変圧器 ⑧冷凍冷蔵設備 ⑨産業用モータ ⑩調光制御設備 ⑪工作機械 ⑫プラスチック加工機械 ⑬プレス機械 ⑭印刷機械 ⑮ダイカストマシン	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネルギー診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率 2%以上 を達成する事業
	共通の事業要件は、(A)及び(B)と同じ。
設備費	設計費、設備費、工事費
設備種別・性能(能力等)毎に設定する定額の補助	1/2以内
	1/3以内
【上限額】 1億円/年度 ※4	【上限額】 1億円/年度 ※4
【下限額】 30万円/年度	【下限額】 100万円/年度

・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者
その他とはみなし大企業に該当する法人。会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人であり、かつ従業員が300人超えの法人。

※3 事業区分(A)～(C)と(D)エネマネ事業を組み合わせる場合は、各事業区分とエネマネ事業それぞれの上限額の合計を事業全体の上限額とする。

※4 事業規模が大きく単年度での事業実施が困難な事業(複数年度事業)の事業全体の補助金上限額は、(A)30億円、(B)20億円(連携事業は30億円)、(D)1億円とする。
(C)の複数年度事業は認められない。

～ 本文を読み始める前に ～

(a)～(d)を単独で導入し、各事業区分の申請要件を満たして、(A)～(D)のいずれかで申請することが、基本の申請パターンとなる。

【申請パターン表(抜粋)】 ①自ら導入する補助対象設備をパターン表から選び、②適用する事業区分を確認して、③申請方法の通りに、交付申請書を作成する。

(a):先進設備・システム (b):オーダーメイド型設備 (c):指定設備 (d):EMS機器は、事業区分(A)～(D)の補助対象設備。

パターン	①自ら導入する 補助対象設備				②適用する 事業区分	③申請方法 (補助率／定額補助の考え方)
	(a)	(b)	(c)	(d)		
1.	●				(A)	(a)を導入し、(A)の申請要件を満たす場合、(A)として申請し、(A)の補助率が適用される。
2.		●			(B)	(b)を導入し、(B)の申請要件を満たす場合、(B)として申請し、(B)の補助率が適用される。
3.			●		(C)	(c)を導入し、(C)の申請要件を満たす場合、(C)として申請し、(C)の定額補助が適用される。
4.				●	(D)	(d)を導入し、(D)の申請要件を満たす場合、(D)として申請し、(D)の補助率が適用される。

※22ページに全ての申請パターンを記載している。

事業区分(A)や(B)の高い省エネルギー効果の要件を満たすために、組み合わせで申請することが認められるが、以下の点に注意すること。

■(a)の先進設備・システムを組み合わせる場合

- 事業全体で(A)の省エネルギー効果の要件を満たす場合のみ、(a)の補助対象経費は(A)の補助率となる。その他の(b)は(B)の補助率、(c)は定額補助となる。
- (a)を組み合わせても、(B)の省エネルギー効果の要件しか満たさない場合、(a)が(b)の設備要件を満たす場合には、(a) (b)とも(B)の補助率となる。

■(c)の指定設備を組み合わせる場合

- (c)はいずれの組み合わせであっても、定額補助となる。
- (c)を(a)や(b)と組み合わせる場合は、申請者が各自の計算ロジックで省エネルギー量を算出する方法(独自計算)を必ず用いること。

■(d)のEMS機器を組み合わせる場合

- (d)は(a)、(b)、(c)と組み合わせであっても、(d)のみで省エネルギー率を算出し、(D)の省エネルギー効果の要件を満たすこと。

組み合わせ申請について分からないことがある場合は、以下窓口までご連絡ください。

<連絡先>

一般社団法人環境共創イニシアチブ

「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の申請前のお問い合わせ窓口

TEL：03-5565-3840

<受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

※「組み合わせ申請についてのお問い合わせです。」とお申しつけください。

お問い合わせフォーム：<https://sii.or.jp/inquiry/cutback03/input>

1. 事業概要

1. 事業概要

1-1. 事業名称

令和3年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

1-2. 事業目的

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資やエネルギー管理の適正化等を推進し、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところではあるが、2030年のエネルギーミックスの達成、また2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、コロナ禍の中でも、産業・業務部門において更なる省エネ設備投資を積極的に呼び込むグリーンリカバリー投資を推進していくことが重要である。

本事業は、事業者が計画した省エネルギーの取組のうち、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備・システムの導入、機械設計が伴うオーダーメイド型設備への更新やプロセス改修、省エネルギー性能の高いユーティリティ設備・生産設備等への更新、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムを導入することにより省エネルギー効果の要件を満たす事業(以下、「補助事業」という。)に要する経費の一部を補助する事業を実施することにより、各分野の省エネルギー化を推進し、内外の経済的・社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需要構造の構築を図ることを目的とする。

1-3. 予算額

約114億円

※ 上記の予算額は、全ての事業区分を合わせたものである。

※ 公募における交付申請額の合計額が予算額を超える場合には、総合評価の結果、不採択となることがある。

1-4. 補助対象事業

エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等(以下、「事業所」という。)において実施する次に掲げる事業区分(A)～(D)に該当するものを補助対象事業とする。

【注意事項】本事業は、昨年度までの「区分Ⅰ. 工場・事業場単位」、「区分Ⅱ. 設備単位」で実施されたエネルギー使用合理化等事業者支援事業から制度が大幅に変わり、新たな事業区分の創設に加え、事業要件や申請方法が大きく異なるため、必ず本公募要領を十分に確認すること。

(A) 先進事業 (⇒詳細は36～39ページ参照)

資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択し、公表した補助対象設備(以下、「(a) 先進設備・システム」という。)を導入することにより、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業。

- ・ 省エネルギー率30%以上
- ・ 省エネルギー量1,000kl以上
- ・ エネルギー消費原単位改善率15%以上

※ エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつエネルギー使用量が増加する事業に限る。

1. 事業概要

(B) オーダーメイド型事業（⇒詳細は40～42ページ参照）

既存設備を機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（以下、「(b) オーダーメイド型設備」という。）へ更新する等により、原油換算ベースで以下いずれかの要件を満たす事業。

- ・ 省エネルギー率10%以上
- ・ 省エネルギー量700kl以上
- ・ エネルギー消費原単位改善率7%以上

※エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつエネルギー使用量が増加する事業に限る。

(C) 指定設備導入事業（⇒詳細は44～46ページ参照）

既存設備を、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが公表した補助対象設備（以下、「(c) 指定設備」という。）へ更新する事業。

(D) エネマネ事業（⇒詳細は48～55ページ参照）

SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択し、SIIが公表したエネマネ事業者からエネルギーマネジメントシステム(EMS)（以下、「(d) EMS機器」という。）を導入して「エネルギー管理支援サービス」を契約締結し、導入したEMS機器を用いて計測・見える化・制御により省エネルギー化を図り、更に省エネルギー診断等によってチューニング等の運用改善を図ることにより、原油換算量ベースで省エネルギー率2%以上を達成する事業。

【注意事項】 本事業では(a)、(b)、(c)、(d)の補助対象設備を単独、又は組み合わせて申請することができる。但し、組み合わせて申請する場合、どの事業区分の要件を満たすか等によって、補助率の適用範囲が変わるため、必ず21ページの「1-10. 申請パターン」を詳細に確認の上で自ら要件や補助率を判別して申請を行うこと。

また、補助対象事業のうち、事業区分(A)、(B)、(D)は、以下全てを満たす事業であること。

① 投資回収年数が5年以上であること。

（投資回収年数について）

投資回収年数は、以下の式により算出する。

投資回収年数＝補助対象経費[円]÷（計画省エネルギー量[kl/年]×燃料評価単価[円/kl]）

燃料評価単価は、以下の式により算出する。

燃料評価単価＝2020年4月～2021年3月の事業所単位のエネルギーコスト[円]

÷ 同期間の事業所単位のエネルギー使用量[kl]

② 「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画書等に記載されている事業であること。

③ 経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。

（次ページへつづく）

1. 事業概要

(経費当たりの計画省エネルギー量について)

経費当たりの計画省エネルギー量は、以下の式により算出する。

経費当たりの計画省エネルギー量＝計画省エネルギー量[kl/年]÷補助対象経費[千万円]

④ 導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業であること。

⑤ 導入設備がトップランナー制度対象機器の場合は、エネルギー消費効率の基準値を満たすこと。

▶ 補助対象事業と認められない場合

- ・ 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備は対象外とする。
- ・ 既存の事業所において新たに設備を追加する増設の場合は対象外とする。
- ・ 故障等の事由により事業活動に供していない設備を更新する事業は対象外とする。
- ・ 専ら居住を目的とした事業所における設備更新は対象外とする。
- ・ 発電設備を新たに導入する場合は、売電を目的とする事業は対象外とする。
- ・ 売電する事業所であって発電設備を更新する場合は、売電量が増加する事業は対象外とする。
- ・ 環境アセスメント制度対象(出力11.25kW以上の火力発電所に該当)の事業所に設置するコンバインドサイクル発電方式の設備は補助対象外とする。但し、廃熱を事業所内で活用する熱電併給が可能なコンバインドサイクル発電方式の設備はその限りではない

1-5. 補助対象事業者

本補助金の交付申請をする者(以下、「申請者」という。)は、以下の要件を全て満たすこと。

① 国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること(企業体の定義は13～14ページを参照のこと)。

※ 大企業については、以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

- ・ 省エネ法の事業クラス分け評価制度において『Sクラス』に該当する事業者
 - ▶ 原則、公募締切時点で「令和2年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、Sクラスとして公表されていることが確認できる事業者
- ・ 中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者(ベンチマーク対象業種については15ページ参照)
 - ▶ 必ず、経済産業局へ提出する中長期計画書の写しを、SIIへ提出すること。
 - ▶ 経済産業局へ提出したものと異なる中長期計画の写しをSIIへ提出し、ベンチマーク指標の見込みがベンチマーク目標を達成しないことが判明した場合、SIIは交付決定の取消し等を行うことがある。

※ 個人事業主は、青色申告者であり、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを提出すること。但し、電子申告(e-Tax)を行った場合は、国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果(受信通知)を提出すること。

※ 中小企業団体等に該当する以下の法人は、設立の認可証を提出すること。

- ・ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会
- ・ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会

1. 事業概要

- ② 本事業を実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
※ 導入する補助対象設備の所有者が直近の年度決算において債務超過の場合は対象外とする。
- ③ 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間、継続的に使用する者であること。
※ 導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合、導入する補助対象設備の所有者と使用者が共に補助対象事業者となり、共同申請を行うことを原則とする。
※ 導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合の申請については16～18ページを参照すること。
- ④ 本事業により取得した補助対象設備を、SIIが交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその補助対象設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る者であること。
※ SIIが検査等で固定資産台帳の提出を求めた場合は、これに応じること。
- ⑤ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ 補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合、もしくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者(注)を契約の相手方とすることは原則できない。
(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)
(注) http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ⑥ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者でないこと。
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業所又は、それに類する事業所ではないこと。
- ⑧ 成果報告時に、補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業者であること。
※ (C)指定設備導入事業を単独で申請する場合は、成果報告時に導入した設備の最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告すること。
- ⑨ 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な事業者であること。

1. 事業概要

➤ 企業体の定義

本事業においては中小企業者等、大企業を以下の通り定義する。

【中小企業者等】

＜中小企業者＞

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に準じて、以下の通り中小企業者を定義する。

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

※業種の類型については、日本標準産業分類第13回改定に伴う中小企業の範囲の取扱いについて(http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf)を参照のこと。

※資本金基準又は従業員数基準のいずれか一方を満たせば中小企業者とする。

※但し、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」(注)は除く。

- ・ 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。

※但し、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。

- ・ 交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

(注)みなし大企業に該当しない場合は、補助事業者の責任においてその旨を宣誓すること。
宣誓内容に虚偽があった場合には、SIIより補助金の返還を求める。

＜中小企業団体等＞

以下のいずれかに該当する法人。

- ・ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会
- ・ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会

(次ページへつづく)

1. 事業概要

(つづき)

<個人事業主>

青色申告者に限る。

<その他中小企業等(会社法上の会社以外)>

- 会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人であり、かつ従業員が300人以下の法人。
※従業員とは、雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者をいう。

【その他】

- みなし大企業に該当する法人
- 会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人であり、かつ従業員が300人超えの法人。
※従業員とは、雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者をいう。

【大企業】

- 会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。

1. 事業概要

▶ ベンチマーク対象業種

ベンチマーク対象業種は、以下の通りとする。

なお、以下の事業内容はベンチマーク対象事業の概要を示した表のため、詳細は省エネ法で定めるベンチマーク制度に準ずる。

区分	事業
1A	高炉による製鉄業 高炉により銑鉄を製造し、製品を製造する事業
1B	電炉による普通鋼製造業 電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業(高炉による製鉄業を除く)
1C	電炉による特殊鋼製造業 電気炉により粗鋼を製造し、特殊鋼製品(特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品)を製造する事業(高炉による製鉄業を除く)
2	電力供給業 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気を発電する事業の用に供する火力発電設備を設置して発電を行う事業
3	セメント製造業 ポルトランドセメント(JIS R 5210)、高炉セメント(JIS R 5211)、シリカセメント(JIS R 5212)、フライアッシュセメント(JIS R 5213)を製造する事業
4A	洋紙製造業 主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙(印刷用紙(塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く)、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙)を製造する事業(雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く)
4B	板紙製造業 主として木材パルプ、古紙その他の繊維から板紙(段ボール原紙(ライナー及び中しん紙)及び紙器用板紙(白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む))を製造する事業(建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く)
5	石油精製業 石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第5項に定める石油精製業
6A	石油化学系基礎製品製造業 一貫して生産される誘導品を含む
6B	ソーダ工業
7	コンビニエンスストア業 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストアを営業する事業
8	ホテル業 旅館業法において旅館・ホテル営業を行うものとして許可を受けているもののうち、15平方メートル以上のシングルルームと22平方メートル以上のツインルーム(ダブルルーム等2人室以上の客室を含む)の合計が客室総数の半数以上であり、朝食、昼食及び夕食を提供できる食堂を有するホテルを営業する事業
9	百貨店業 商業統計で掲げる業態分類表における百貨店業
10	食料品スーパー業 商業統計で掲げる業態分類表における食料品スーパーを営業する事業
11	ショッピングセンター業 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸事務所業又は貸店舗業に該当し、かつ次の①から③を満たす施設を営業する事業 ①小売業の店舗面積が1,500平方メートル以上であり、主たる貸店舗を除く10店舗以上の貸店舗を有する ②主たる貸店舗の面積が施設全体の8割を超える場合は、その他の小売業の店舗面積が1,500平方メートル未満である ③共用部の大部分が屋外にある施設及び地下街に該当しない
12	貸事務所業 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸店舗業及び貸倉庫業を除く事業
13	大学 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類8161に定める大学のうち文系学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類が人文科学、社会科学、家政、教育又は芸術に該当)、理系学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類が理学、工学、農学又は商船に該当)、医科学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類が保健に該当)及びその他学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類がその他に該当)に属する施設で行う事業
14	パチンコホール業 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類8064に定めるパチンコホールのうちパチンコ店及びパチスロ店を営業する事業

1. 事業概要

➤ 共同申請に該当する申請

【複数の事業者の事業所でエネルギーを一体管理している場合】

エネルギー管理を一体で行う単位が、複数の事業者の場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること。

【導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合】

(1) ESCOを利用する場合

- ESCOを利用する場合は、シェアード・セイビングス契約に限る(ギャランティード・セイビングス契約等は対象外)。
- 設備使用者とESCO事業者は共同申請を行い、原則ESCO事業者は1申請につき1社とする。
- 導入による省エネルギー量がESCO事業者によって保証される契約(パフォーマンス契約)を行う事業とする。
- ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示する書類)を提示すること。
- 同一事業において、設備使用者による設備購入とESCO事業者による設備購入を併用しないこと。
- 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。

※ 地方公共団体等が実施する公募型ESCOにおいて、既に公募が行われ、公正な審査によりESCO事業者及び導入する設備が交付申請時に選定されていると認められる場合は、必ずしも3者見積を課さない。

(2) リースを利用する場合

- リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等は共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とする。
 - リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示する書類)を提示すること。
 - 同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入を併用しないこと。
 - リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
 - 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。
- なお、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。

1. 事業概要

(3) バルクリースを利用する場合

- ・ (C)指定設備導入事業を単独で申請する場合は、バルクリースを利用できる。
- ・ バルクリースとは、複数事業者の事業所において、既存設備を一括して高効率設備へ更新することにより、初期投資額を低減させ、その低減効果を活かしつつリースを実施する手法のことをいう。本事業におけるバルクリースの要件は以下の通りとする。
 - ① 複数事業者の4以上の事業所において、同一のバルクリースを活用した事業であること
 - ② 複数の事業所において一括して設備更新を行うことにより、価格低減効果を生むこと。
- ・ バルクリースを利用する場合は、補助対象設備の使用者とリース事業者等の共同申請とし、バルクリースの取りまとめを行うリース事業者等が一括して申請を行うこと。
- ・ リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示する書類)、価格低減効果の説明資料(A.設備費における効果、B.工事費における効果、C.その他経費における効果)、バルクリースの実施体制図を提示すること。
- ・ 同一事業において、補助対象設備の使用者による補助対象設備の購入とリース事業者による補助対象設備の購入を併用しないこと。
- ・ リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
- ・ 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。
なお、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。

バルクリースのお問い合わせ先

バルクリースを活用するリース事業者等は、予めSIIへ連絡し、申請手続きについて指示を受けること。

<連絡先>

一般社団法人環境共創イニシアチブ

「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」のお問い合わせ窓口

TEL:0570-055-122 (ナビダイヤル)

※ IP電話からのお問い合わせ TEL:042-303-4185

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

1. 事業概要

➤ 共同申請に該当しない申請

【導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合】

- 建築物の所有者が補助対象設備の設置を行い、店子はその補助対象設備を使用する場合は、建築物の所有者が申請者となり、店子との契約書等の写しを提出すること。
- 申請者が店子の場合（自社所有でない建物等に補助対象設備を設置する場合は、建築物の所有者の承諾書（設備設置承諾書）を提出すること。
- 申請者が店子（A）であり、かつそのエネルギー管理単位の管理下に他のエネルギー使用者（B、C…）を含む場合は、店子（A）と他のエネルギー使用者（B、C…）との契約書等の写し及び建築物の所有者の設備設置承諾書を提出すること。

1-6. 申請単位

原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請すること。

工場・事業場間一体省エネルギー事業及び複数事業者の連携事業の場合は、既存の複数の事業所のエネルギー使用量全てを合算し、これを1つの申請単位とすること。（工場・事業場間一体省エネルギー事業及び複数事業者の連携事業については19ページ参照）

➤ エネルギー管理を一体で行う事業所単位とは

事業所で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを正確に把握している事業所の単位のことをいう。

※省エネ法に基づき、定期報告書を提出している場合、定期報告書内の事業所単位で申請すること。

※定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請すること。

※エネルギー管理を一体で行う事業所が、複数の事業者の共同管理である場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること。また、導入設備の所有者と使用者が異なる場合、設備の所有者と使用者による共同申請とすること。（共同申請については16～18ページ参照）

1. 事業概要

1-7. 工場・事業場間一体省エネルギー事業

同一事業者が自らの異なる事業所間において、ユーティリティ設備の共有や生産設備の統合によるエネルギーや生産品等の相互融通等を行い、一体となって省エネルギーを行う事業のことをいう。(⇒申請例は32～35ページ参照)

工場・事業場間一体省エネルギー事業の場合、以下の要件を満たすこと。

- ① 複数の事業所を一体として、事業実施前後のエネルギー使用量を比較し、該当する事業区分の申請要件を満たすこと。また、事業所毎の原油換算表、及び複数の事業所を合算した原油換算表を事業の実施前後それぞれで作成・提出すること。
- ② エネマネ事業者を活用する場合は、申請する複数の事業所全てに対して、エネマネ事業者との間でエネルギー管理支援サービス契約を締結すること。

◆(A)先進事業、(B)オーダーメイド型事業において、申請することができる。

1-8. 複数事業者の連携事業(連携省エネルギー計画の認定制度)

複数の事業者が連携し、一体となって省エネルギーを行う事業のことをいう。(⇒申請例は32～35ページ参照)

複数事業者の連携事業の場合、以下の要件を満たすこと。

- ① 複数事業者の事業所を一体として、事業実施前後のエネルギー使用量を比較し、該当する事業区分の申請要件を満たすこと。
- ② 原則として、連携省エネルギー計画の認定申請を行う事業(すでに申請を行っている者及び認定を受けている者を含む。)とする。

◆(A)先進事業、(B)オーダーメイド型事業において、申請することができる。

(留意事項)

- ・ 当該事業に関係する全ての事業者による共同申請とし、申請者の中から事業全体の管理者を選定し、事業全体の手続きを取りまとめること。設備所有者が複数の場合は、設備所有者毎の持分比率を明らかにすること。(共同申請については16～18ページ参照)
- ・ 大企業は、申請できる者に制限がある。このため、連携事業の申請者に大企業が含まれる場合は、全ての大企業が11ページの要件を満たすこと。

▶ 連携省エネルギー計画

連携省エネルギー計画の認定制度とは、複数の事業者が連携して省エネ取組(連携省エネルギー措置)を行う場合に、省エネ法の定期報告書において連携による省エネルギー量を事業者間で分配して報告することができる制度のことをいう。制度を利用するためには、「連携省エネルギー計画」を作成の上、経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、認定を受ける必要がある。

詳細は「連携省エネルギー計画申請の手引き」(以下URL)を参照のこと。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/renkei-nintei/index.html

1. 事業概要

1-9. 複数年度事業

- 本補助金は、予算が成立した年度にのみ行われる単年度のものであり、次年度以降の継続が決定しているものではないため、原則単年度に完了する事業を対象としている。しかし、事業規模が大きく(原則として補助対象経費が1.5億円以上の事業。1.5億円未満の事業については個別に判断する。)、単年度での実施が困難な事業であって年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができる。
※ (A)先進事業、(B)オーダーメイド型事業、及び(D)エネマネ事業において、申請することができる。
- 複数年度事業の場合、2年度目以降の補助金の交付決定を保証するものではないため、毎年度申請を行い、事業計画書(事業全体の計画書)と実施計画書(当該年度の計画書)を提出すること。当該年度の事業実施は交付決定を受けた後に開始すること。
- 事業計画書において、複数年度にわたる継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異が明確に区別できるようにすること(各年度で同一項目がある場合は内訳により年度間の差異を明示する。)。補助金の総額については当該事業計画書に記載された総額を超えることはできない。
- 実施計画書の計画は、初年度の事業計画書に含まれていた計画であること。実施計画で計画した工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させること。
- 事業採択初年度の要件にかかわらず、補助金限度額等の要件は補助金申請を行う年度毎の要件によるものとし、初年度に申請していた補助金額より交付決定額が減額される(状況によっては交付決定されない)場合がある。その場合でも、原則、最終年度まで事業を継続すること。2年度目以降に事業を取りやめた場合(事業廃止)は、既に交付した補助金の返還が必要となることがある。
- 各年度の事業完了は原則1月31日までとする。各年度事業実施分の前払い等を行う場合は、各年度事業完了の時点で設計、設備、工事等の項目毎にその支払い金額相当の成果品(設計図書、設備機器購入、工事实績)があること(材料の購入のみは不可)。なお、各年度の事業完了日から次年度の交付決定日までの期間は、補助事業の着手ができないので、その点に留意して事業を計画すること。

1. 事業概要

1-10. 申請パターン

補助対象設備である(a)先進設備・システム、(b)オーダーメイド型設備、(c)指定設備、(d)EMS機器を導入する事業であり、その省エネルギー効果が (A) 先進事業、(B) オーダーメイド型事業、(C) 指定設備導入事業、(D) エネマネ事業の事業要件を満たすこと。

なお、事前に登録・公表を行わない(b)オーダーメイド型設備を除き、(a) (c) (d)の補助対象設備は予めSIIが公表した設備とする。

(a)～(d)の補助対象設備等を単独、又は組み合わせて申請することができる。組み合わせて申請(組み合わせ申請)する場合は、以下の要件を満たすこと。

- ① 1つの補助事業として計画し、1通の交付申請書を作成する。
- ② 事業全体の計画省エネルギー量は、以下手順に沿って算出する。
 - i. 補助対象設備の事業区分毎に、計画省エネルギー量を算出する。
 - ii. 算出した計画省エネルギー量を合算し、合算値に対して必要に応じて裕度を乗じる。
※裕度の考え方については、30ページを参照のこと。
- ③ 次ページの表を参照して、事業要件と省エネルギー効果の要件を満たす事業で申請をすること。
※省エネルギー効果の要件については、5～6ページを参照のこと。

(申請パターン表の注意事項)

- ・ (a)、(b)を含む組み合わせ申請の場合、計画値が(A)又は(B)どちらの省エネルギー効果の要件を満たすかを判別すること。適用補助率は、以下の例を参照のこと。
例) (a)、(b)の補助対象設備を組み合わせて申請する場合、計画値が(A)の要件を満たせば、(a)の先進設備・システムは(A)の補助率、(b)のオーダーメイド型設備は(B)の補助率が適用される。(A)の要件を満たさず、(B)の要件のみを満たす場合は、(a)が(b)の設備要件を満たす場合には、(a)、(b)の補助対象設備に(B)の補助率が適用される。
- ・ (c)については、組み合わせ申請であっても、必ず定額補助が適用される。
- ・ (d)は組み合わせ申請であっても、他の事業区分を含まない(d)だけの計画省エネルギー率を算出し、その値が(D)の申請要件を満たしていれば、(d)の補助対象設備は(D)の補助率が適用される。

➤ 他の国庫補助金との重複

- ・ 本補助金と、他の国庫補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできない。
- ・ 税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。
なお、中小企業経営強化税制との併用は可能である。
- ・ 本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合、速やかにSIIに連絡すること。

1. 事業概要

【申請パターン表】 ①自ら導入する補助対象設備を申請パターン表から選び、②適用する事業区分を確認して、③申請方法の通りに、交付申請書を作成すること。

(a) : 先進設備・システム (b) : オーダーメイド型設備 (c) : 指定設備 (d) : EMS機器は、事業区分(A)～(D)の補助対象設備。

パターン	①自ら導入する 補助対象設備				②適用する 事業区分	③申請方法 (補助率／定額補助の考え方)	
	(a)	(b)	(c)	(d)			
1.	●				(A)	(a)を導入し、(A)の申請要件を満たす場合、(A)として申請し、(A)の補助率が適用される。	
2.		●			(B)	(b)を導入し、(B)の申請要件を満たす場合、(B)として申請し、(B)の補助率が適用される。	
3.			●		(C)	(c)を導入し、(C)の申請要件を満たす場合、(C)として申請し、(C)の定額補助が適用される。	
4.				●	(D)	(d)を導入し、(D)の申請要件を満たす場合、(D)として申請し、(D)の補助率が適用される。	
5.	●	●			(A)	(a)と(b)を導入し、事業全体で(A)の申請要件を満たす場合、(A)として申請し、(a)は(A)の補助率、(b)は(B)の補助率が適用される。	
					(B)	(a)と(b)を導入し、事業全体で(B)の申請要件を満たす場合、(B)として申請し、(a)、(b)は(B)の補助率が適用される。	
6.	●		●		(A)	(a)と(c)を導入し、事業全体で(A)の申請要件を満たす場合、(A)として申請し、(a)は(A)の補助率、(c)は(C)の定額補助が適用される。	
7.	●			●	(A) (D)	(a)と(d)を導入し、(A)と(D)双方の申請要件を満たす場合、(A) + (D)として申請し、(a)は(A)の補助率、(d)は(D)の補助率が適用される。	
8.		●	●		(B)	(b)と(c)を導入し、事業全体で(B)の申請要件を満たす場合、(B)として申請し、(b)は(B)の補助率、(c)は(C)の定額補助が適用される。	
9.		●		●	(B) (D)	(b)と(d)を導入し、(B)と(D)双方の申請要件を満たす場合、(B) + (D)として申請し、(b)は(B)の補助率、(d)は(D)の補助率が適用される。	
10.			●	●	(C) (D)	(c)と(d)を導入し、(C)と(D)双方の申請要件を満たす場合、(C) + (D)として申請し、(c)は(C)の定額補助、(d)は(D)の補助率が適用される。	
11.	●	●	●		(A)	(a)と(b)と(c)を導入し、事業全体で(A)の申請要件を満たす場合、(A)として申請し、(a)は(A)の補助率、(b)は(B)の補助率、(c)は(C)の定額補助が適用される。	
					(B)	(a)と(b)と(c)を導入し、事業全体で(B)の申請要件を満たす場合、(B)として申請し、(a)、(b)は(B)の補助率、(c)は(C)の定額補助が適用される。	
12.	●	●		●	(A) (D)	(a)と(b)と(d)を導入し、(d)を除く事業全体で(A)の申請要件を満たす場合、(A)として申請し、(a)は(A)の補助率、(b)は(B)の補助率、(d)は(D)の申請要件を満たす場合、(d)は(D)の補助率が適用される。	
					(B) (D)	(a)と(b)と(d)を導入し、(d)を除く事業全体で(B)の申請要件を満たす場合、(B)として申請し、(a)、(b)は(B)の補助率、(d)は(D)の申請要件を満たす場合、(d)は(D)の補助率が適用される。	
13.	●		●	●	(A) (D)	(a)と(c)と(d)を導入し、(d)を除く事業全体で(A)の申請要件を満たす場合、(A)として申請し、(a)は(A)の補助率、(c)は(C)の定額補助、(d)は(D)の申請要件を満たす場合、(d)は(D)の補助率が適用される。	
14.		●	●	●	(B) (D)	(b)と(c)と(d)を導入し、(d)を除く事業全体で(B)の申請要件を満たす場合、(B)として申請し、(b)は(B)の補助率、(c)は(C)の定額補助、(d)は(D)の申請要件を満たす場合、(d)は(D)の補助率が適用される。	
15.	●	●	●	●	(A) (D)	(a)と(b)と(c)と(d)を導入し、(d)を除く事業全体で(A)の申請要件を満たす場合、(A)として申請し、(a)は(A)の補助率、(b)は(B)の補助率、(c)は(C)の定額補助、(d)は(D)の申請要件を満たす場合、(d)は(D)の補助率が適用される。	
					(B) (D)	(a)と(b)と(c)と(d)を導入し、(d)を除く事業全体で(B)の申請要件を満たす場合、(B)として申請し、(a)、(b)は(B)の補助率、(c)は(C)の定額補助、(d)は(D)の申請要件を満たす場合、(d)は(D)の補助率が適用される。	

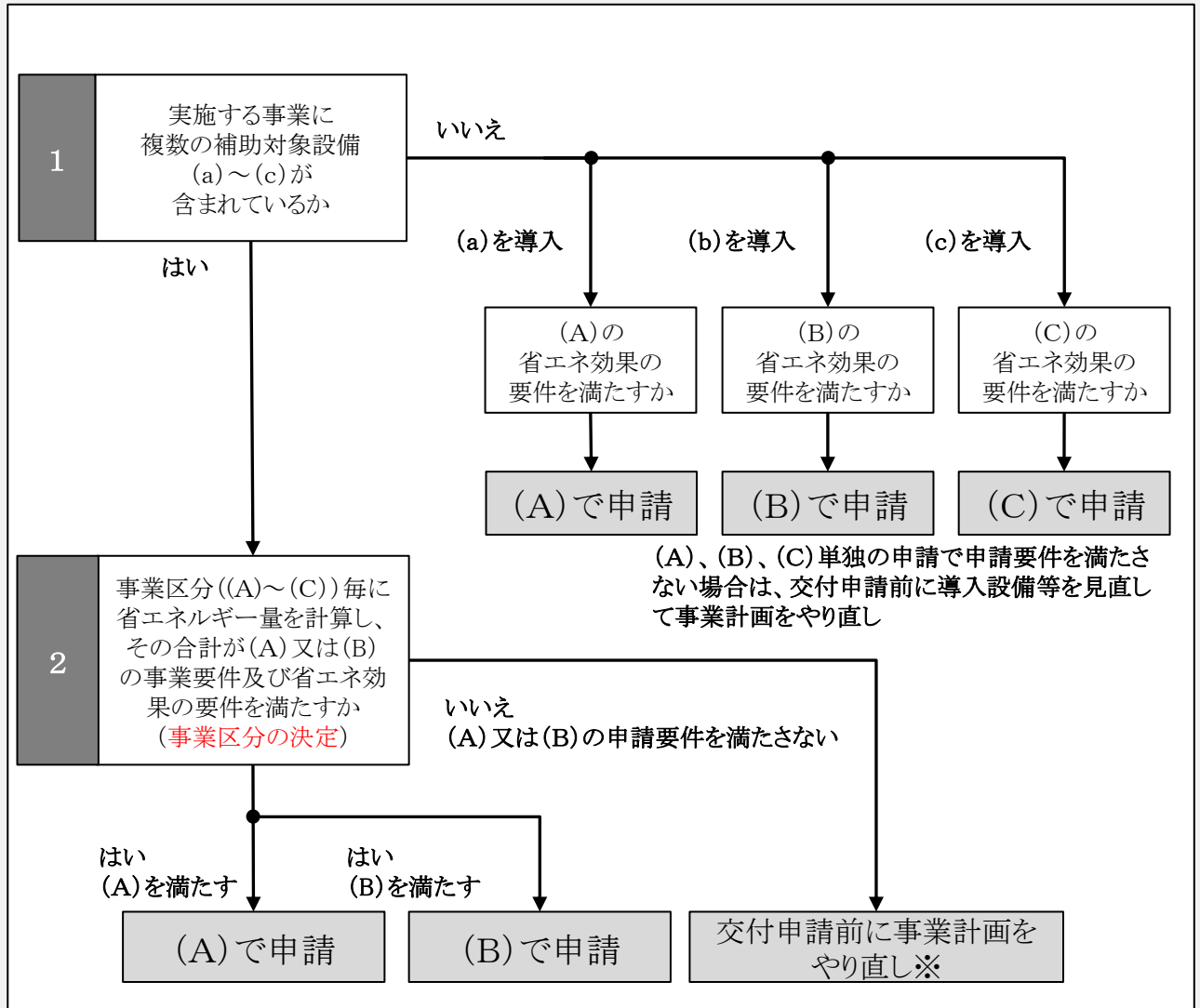


(D)は(D)の省エネルギー効果が事業所全体で申請要件を満たすこと。
(B)として申請し、(a)の補助対象設備に(B)の補助率が適用されるためには、(a)が(b)の設備要件を満たすこと。

1. 事業概要

申請する事業区分は、以下フローチャートをもとに決定すること。

➤ 申請する事業区分の決定方法(フローチャート)



※ 事業区分(C)で申請する場合、(a)、(b)の補助対象設備のいずれか又は双方を含めて交付申請を行うことはできないので、注意すること。

➤ エネマネ事業の考え方

組み合わせ申請において、エネマネ事業を組み合わせる場合は、上記フローチャートで決定した事業区分に(D)を加えて申請すること。

1. 事業概要

1-11. 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象設備に係る設計費、設備費、工事費とする。詳細は下表の通り。

区 分	内 容
設 計 費 (c)指定設備は対象外	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費 等
設 備 費 ※	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む。)又は据付等に要する経費(但し、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。)
工 事 費 (c)指定設備は対象外	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

※ EMSについては、以下の省エネルギーに寄与するものに限る。

項目	内容
主装置・盤	計測制御主装置、ローカルサーバー、ログー、主装置盤 等
計測計量機器	電力量センサ、ガスメーター、流量計、水量計、温湿度センサ、熱量計、パルス検出器 等
機械監視装置	生産量制御管理装置、設備稼働状況監視装置 等
制御機器	制御用センサ、リレースイッチ、コントローラ、インバータ、流量調整弁、自動制御設備、制御PLC (Programmable Logic Controller)、VAV (Variable Air Volume System) 等
通信装置	モデム、ルーター、通信PLC (Power Line Communication) 等
モニター装置	監視用端末、PC、タブレット、モニター、ローカルサーバ 等
ソフトウェア	導入拠点での需要予測、最適化計算、最適制御機能 等

(注1) 個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物(設計図書等)が作成される場合、これらを設計費として計上することができる。

(注2) 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含める。

(注3) 以下の経費については補助対象外とする。

- ・ SIIが補助対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事等
- ・ 補助金交付決定が行われる以前に係る経費(事前調査費等)
- ・ 建屋等の建築物、外構工事費等、及び事業に関係のない工事費
- ・ 既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
- ・ 消費税及び地方消費税

(c)指定設備については、94～118ページ別表2「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」に定める補助対象の範囲を参照のこと。

1. 事業概要

組み合わせ申請の補助対象経費

補助対象経費は、事業区分毎に認められた費用とする。

※ 見積書は、(a)先進設備、(b)オーダーメイド型設備、(c)指定設備、(d)EMS機器毎に取得し、補助対象経費の区分(設計費、設備費、工事費)に分けて作成すること。

※ 補助対象経費の区分のうち、設計費・工事費が共通費用であって見積額を切り分けることができない場合は、設備費の割合等に基づく合理的な方法により按分を行うこと。

▶ 自社調達を行う場合の扱い(利益等排除の考え方)

補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、申請者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上する。

1-12. 補助率及び補助金限度額

(A)、(B)、(D)の補助率は、下表の通りとする。

	(A) 先進事業	(B) オーダーメイド型事業	(D) エネマネ事業
中小企業者等	補助率2/3以内	補助率1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	補助率1/2以内
上記以外	補助率1/2以内	補助率1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	補助率1/3以内

※ 中小企業者等の定義は13～14ページ参照。

(補助対象設備に発電設備が含まれる場合の留意点)

当該発電設備の発電量全てを自家消費する場合は、上記に定める補助率とする。

なお、発電量の5割以上を自家消費し、かつ売電量が増加しない場合は、上記に定める補助率の1/2とする。

※ 共同申請の範囲で消費する電力については、自家消費とみなす。

(c) 指定設備については、設備種別・性能(能力等)毎で定額の補助とする。

詳細は82～93ページ別表1「指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額」を参照のこと。

1. 事業概要

組み合わせ申請の補助率

各事業区分の補助率、又は定額が、各事業区分の補助対象経費に適用される。

※ 事業区分で明確に分けることができない共有部分(工事費等)の費用は、その費用に対して当該共有部に係る設備費の割合等乗じ、かつ当該事業区分の補助率を乗じたものを補助対象額とする。詳細は、22ページ【申請パターン表】を参照のこと。

1事業(申請)当たりの補助金限度額は、下表の通りとする。

	(A) 先進事業	(B) オーダーメイド型事業	(C) 指定設備導入事業	(D) エネマネ事業
上限額	15億円/年度 (30億円/事業全体)	15億円/年度 (20億円/事業全体) (30億円/事業全体(連携事業))	1億円/年度	1億円/年度 (1億円/事業全体)
下限額	100万円/年度	100万円/年度	30万円/年度	100万円/年度

※ () 括弧内は複数年度事業の事業全体の上限額を示す。

※ (a)～(c)の補助対象設備を組み合わせで申請する場合も、申請する事業区分の上限額を事業全体の上限額とする。

※ (C) 指定設備導入事業は定額補助のため、複数台の設備を導入し、上限額が1億円を超えた場合は、超過分の経費は補助対象外になる。

※ (D) エネマネ事業を組み合わせで申請する場合は、該当する事業区分とエネマネ事業それぞれの上限額の合計を、事業全体の上限額とする。

1-13. 補助事業期間

① 事業開始日

交付決定日を事業開始日とする。

※ 契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。

※ 当該発注・契約に関する3者以上の見積依頼・競争入札については、公募要領の公開日以降の発行日であれば、交付決定前の実施も有効とする。

② 事業完了日

・ 導入した補助対象設備を検収の上、事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日を事業完了日とする。

・ 補助事業は、原則2022年1月31日(月)まで(複数年度事業は、原則各年度の1月31日まで、年度またぎ事業は、2023年1月31日(火)まで)に完了させること。

※ 申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合は、補助対象とならない場合がある。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

※ 新型コロナウイルス等の影響により、納品が遅れ、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに報告すること。その場合は協議の上、必要な手続きを行うものとする。

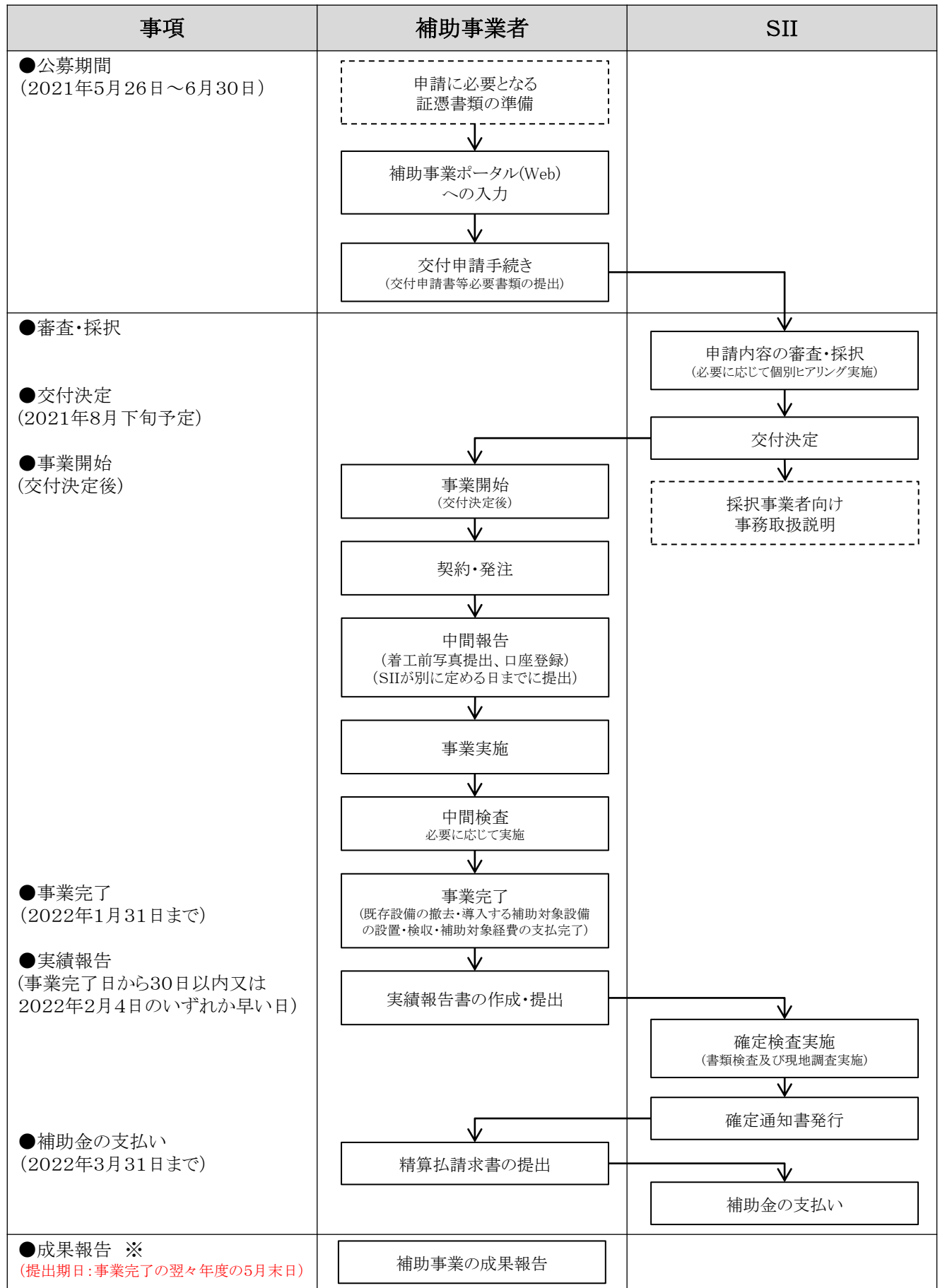
1. 事業概要

1－14. その他留意事項

導入した補助対象設備等に関する使用状況やその設備導入による事業効果等について、国又はSIIが調査を実施する場合は、必ず協力すること。

1. 事業概要

1-15. 事業全体スケジュール



※但し、(C)指定設備導入事業を単独で申請する場合は、計測期間及び提出期日が異なる。

1. 事業概要

【省エネルギー計算の考え方・まとめ】

省エネルギー計算の留意事項等をまとめて記載する。

▶ 計画省エネルギー量、計画省エネルギー率、原単位改善率

計画省エネルギー量、計画省エネルギー率、原単位改善率の算出に当たっては、以下を留意すること。

【計画省エネルギー量について】

- ① エネルギー使用量は原油換算係数表を用いて熱量換算した上でその合計を原油換算すること。
- ② 計画省エネルギー量は、年間量で示すこと(事業完了時に直ちに効果が発生しないもの、処分制限期間、継続して効果が発生しないものは含めないこと。)
また、他の省エネルギー事業の省エネルギー量を含まないこと。
- ③ 計画省エネルギー量については、2020年度(2020年4月～2021年3月)のエネルギー使用量の実績データにより算出すること。省エネ法上のエネルギー管理指定工場等は、2019年度の定期報告書を使用してもよい。
- ④ 計画省エネルギー量の算出に使用した置き換え対象設備及び事業所全体の実績データの確証を申請時に添付すること。
- ⑤ 単純に生産量や稼働時間を減らすだけの省エネルギー量を計算に入れないこと。
- ⑥ 計画省エネルギー量(申請時の省エネルギー量(kl))は、省エネルギー量の成果報告において計画値を達成することが必要であるため、実態に応じた計算結果に裕度(安全率)を乗じたものとする。
※例えば、最大1,000klの省エネルギー量が達成できる計算で、製品自体の性能誤差や測定誤差を考慮し、10%の安全率を加味するのであれば、900klとする。
1,000kl±10%のような記載はしないこと。
- ⑦ 燃料代替の場合、省エネルギー量に見合う代替燃料の入手量の確証として購入契約書等を添付すること。

【計画省エネルギー率について】

計画省エネルギー率は、申請単位で消費する全エネルギーに対する割合で示すこと。

【原単位改善率について】

個々の生産設備(例えば、製造ライン)で原単位改善率を求めるのではなく、事業所全体の原単位改善率を求めること。複数の生産設備がある場合は、加重平均で事業所全体の改善率を求める。

※原単位改善率の算出シートがあるので、詳細はSIIに問い合わせのこと。

<連絡先>

一般社団法人環境共創イニシアチブ

「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の申請に関するお問い合わせ窓口

TEL : 03-5565-3840

<受付時間:10:00～12:00、13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

お問い合わせフォーム: <https://sii.or.jp/inquiry/cutback03/input>

1. 事業概要

➤ 交付申請時の裕度設定・成果報告時の補正計算

裕度とは、成果報告時の省エネルギー量が、交付申請時の計画省エネルギー量を未達成とにならないようにするために、安全率として設定するものである。

i. 裕度設定の考え方

本事業の交付申請時に用いる計画省エネルギー量について、原則、以下いずれか、又は双方に該当する場合に、裕度の設定を認めることとする。

- ①設備更新により、設備を更新する範囲の元々のエネルギー使用量を把握できていない。
(例:事業場全体のエネルギー使用量は把握しているが、更新範囲の設備のエネルギー使用量を実測や実績から算定ができない場合)
- ②更新する範囲における既存設備の稼働条件(負荷率、稼働時間等)を明確に把握できていない。
(例:更新範囲の既存設備について、製品カタログに記載の定格消費電力及び実績の消費電力量を把握できていないため、負荷率の算定ができない場合)
(例:更新範囲の既存設備の稼働時間を日報等で把握できていない場合)

(留意事項)

- ・計画省エネルギー量が減少する(評価項目のマイナス要素68ページ参照)ので、十分に検討した上で、裕度の数値を設定すること。
- ・申請者は、交付申請を行う際に、上記①、②に該当するか申告すること。

ii. 補正計算の考え方

成果報告(77ページ参照)において行う補正計算は、『生産活動の中で更新した設備の稼働条件が変動した場合、あるいは生産量増減等の影響により交付申請時の計画省エネルギー量の計算条件が変わってしまった場合』に、交付申請時の計算条件に合わせて再計算を行い、計画通りの省エネ効果を生んでいるかを検証するために行うものである。

そのため、原則として交付申請時の計画省エネルギー量の算出における計算条件(負荷率や稼働時間等)が明確である場合に限り、成果報告時の補正計算を認めることとする。

補正計算の適用可否及び裕度設定の理由は、次ページの対応表に従うこと。

(次ページへつづく)

1. 事業概要

▶ 交付申請時の裕度設定・成果報告時の補正計算

(つづき)

【補正計算適用可否の対応表】

分類	設備を更新する 範囲の元々の エネルギー使用量	更新する範囲に おける既存設備 の稼働条件	交付申請時の 裕度設定可否	成果報告時の 補正計算 適用可否
【1】	○ (把握している)	○ (把握している)	△ (設定してもよい)	○ (適用可)
【2】	○ (把握している)	× (把握していない)	○ (設定可)	× (適用不可)
【3】	× (把握していない)	○ (把握している)	○ (設定可)	○ (適用可)
【4】	× (把握していない)	× (把握していない)	○ (設定可)	× (適用不可)

上記の対応表の通り、成果報告において補正計算が適用可能な分類は、【1】、【3】のみである。
【2】、【4】においては、計画省エネルギー量の計算時に、負荷率や稼働時間等の稼働条件を把握していないため、補正計算は認められない。
以下の通り、裕度と補正で同じ理由を用いることは認められない。

上記分類【1】～【4】に係る説明

【1】エネルギー使用量及び稼働条件が分かる場合

裕度は任意で設定可。その場合の裕度設定の理由は、『計測機器の測定誤差』、『設備自体の性能誤差』となる。そのため、根拠に基づく稼働条件を用いて、補正計算は認められる。

【2】エネルギー使用量のみ分かる場合

裕度設定の理由は、『既存設備の負荷率や稼働時間などの運転条件を把握していないこと』となる。そのため、稼働条件の変更による補正計算は認められない。

【3】稼働条件のみ分かる場合

裕度設定の理由は、『更新範囲の設備のエネルギー使用量の実態を把握していないこと』となる。そのため、根拠に基づく稼働条件を用いて、補正計算は認められる。

【4】エネルギー使用量及び稼働条件が分からない場合

裕度設定の理由は、『更新範囲の設備のエネルギー使用量の実態を把握していないこと』及び『既存設備の負荷率や稼働時間などの運転条件を把握していないこと』となる。そのため、補正計算は認められない。

なお、当該分類は計算した計画省エネルギー量が、実態と乖離し、未達となる可能性があるため、慎重に裕度を検討すること。

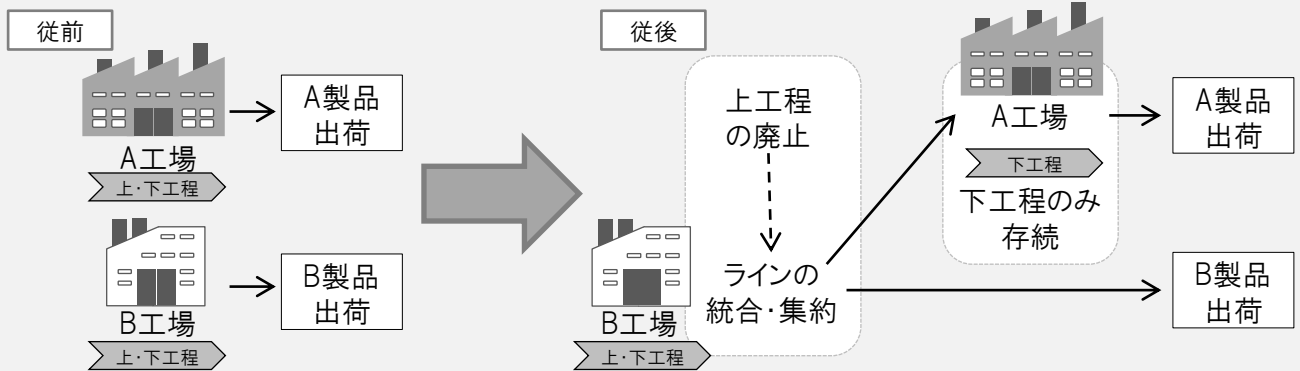
※なお、裕度設定にあたり、上記以外の理由の場合には、事前にSIIに相談の上で、交付申請時に理由書を提出すること。

1. 事業概要

【付録】工場・事業場間一体省エネルギー事業、複数事業者の連携事業の申請例

1. 生産ラインの一体化による省エネルギー事業

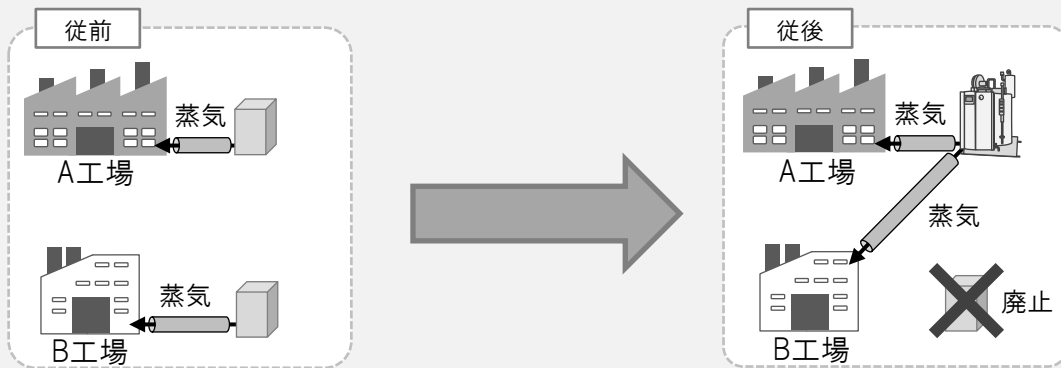
- ① A工場及びB工場それぞれの工場で上工程、下工程を経て製品を出荷。
- ② A工場の上工程を、B工場に集約(新規設備設置)する。
- ③ B工場で上工程を終えた製品をA工場に渡し、下工程を経て出荷。B工場は従来どおりに出荷。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 (A社A工場、A社B工場)	A社の単独申請	B工場の増設ライン	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場)	A社、B社の共同申請	B工場の増設ライン	A工場、B工場の全エネルギー	B社	B社

2. ユーティリティ設備の共有による省エネルギー事業①

- ① A工場とB工場において、それぞれ蒸気を生成。
- ② B工場の蒸気生成設備を廃止。A工場からB工場への蒸気融通に必要な配管等を敷設。
- ③ A工場とB工場が一体となり、A工場の蒸気生成設備からB工場に蒸気を融通し、同設備の高効率運転を実現することで、2工場両方の省エネルギーを実現する。

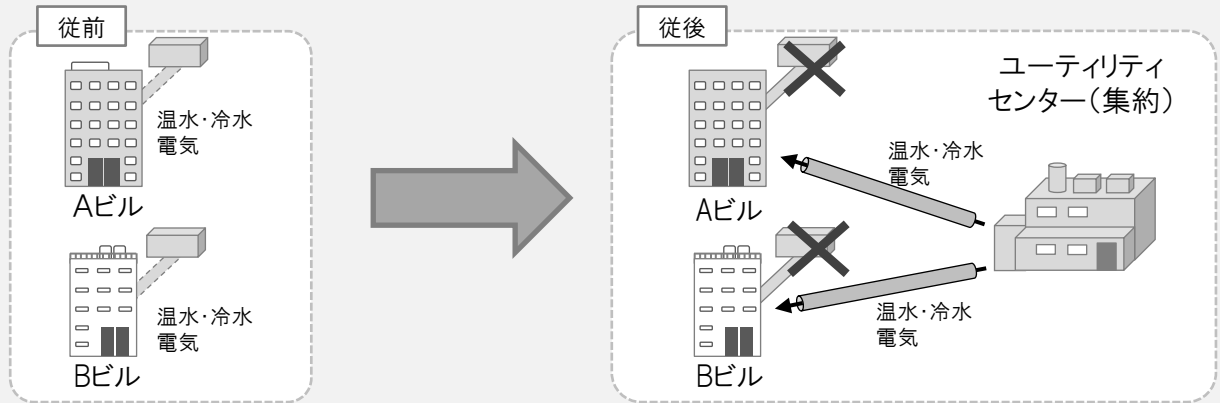


	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 (A社A工場、A社B工場)	A社の単独申請	蒸気生成設備及び 蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場)	A社、B社の共同申請	蒸気生成設備及び 蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	A社 or B社	A社 or B社

1. 事業概要

3. ユーティリティ設備の共有による省エネルギー事業②

- ① 既存のAビルとBビルがそれぞれが熱・電気を生成。
- ② AビルとBビルの熱・電気生成設備を停止。ユーティリティセンターからAビル、Bビルへ必要な配管等を敷設。
- ③ AビルとBビル両方に熱・電気生成設備を融通することで、ユーティリティセンターの高効率運転が実現でき、エネルギー管理を集約して2つのビル両方の省エネルギーを実現する。

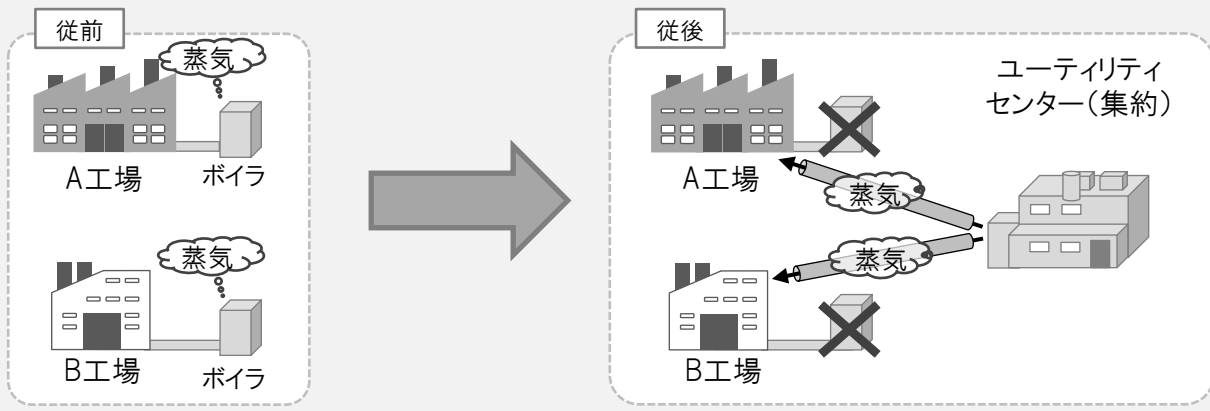


	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合	A社の単独申請	冷温水輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	冷温水輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (B社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	冷温水輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	B社	B社
複数事業者の場合 (A社とB社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	冷温水輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	設備所有者	事業全体の管理者
他事業者の場合 (別会社C社が集約設備を所有)	A社、B社、C社の共同申請	冷温水輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	C社	C社

1. 事業概要

4. ユーティリティ設備の共有による省エネルギー事業③

- ① 既存工業団地において、A工場とB工場それぞれ蒸気を生成。
- ② A工場とB工場の蒸気生成設備を停止。ユーティリティセンターからA工場、B工場への蒸気融通に必要な配管等を敷設。
- ③ A工場とB工場両方に蒸気を融通することで、ユーティリティセンターの蒸気生成設備の高効率運転が実現でき、エネルギー管理を集約して2工場両方の省エネルギーを実現する。

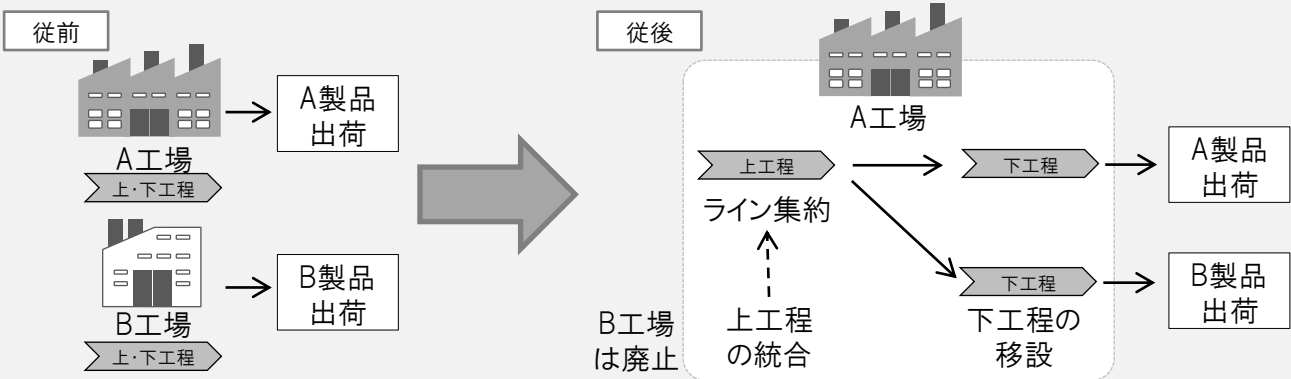


	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 (A社A工場、A社B工場、A社が集約設備所有)	A社の単独申請	増設設備及び蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場、A社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	増設設備及び蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場、B社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	増設設備及び蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	B社	B社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場、A社とB社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	増設設備及び蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	設備所有者	事業全体の管理者
他事業者の場合 (A社A工場、B社B工場、C社が集約設備所有)	A社、B社、C社の共同申請	増設設備及び蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	C社	C社

1. 事業概要

5. 移設を伴う生産ライン集約一体化による省エネルギー事業

- ① A工場及びB工場それぞれの工場で上工程、下工程を経て製品を出荷。
- ② A工場の上工程にB工場の工程を統合。B工場の下工程ラインをA工場内へ移設。
- ③ A工場に全てのラインを統合する。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 (A社A工場、A社B工場)	A社の単独申請	A工場 上工程ラインの更新設備等	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社

※複数事業者の場合は、エネルギー使用量の範囲について詳しく検討する必要があるため、事前にSIIに問い合わせのこと。

<連絡先>

「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の申請に関するお問い合わせ窓口
TEL:03-5565-4463

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

2. 各事業区分の概要 (A)先進事業

2. (A) 先進事業

2-1. 補助対象設備

事業区分(A)先進事業の補助対象設備である先進設備・システムは、SIIが予め公募を行い、「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会において審査の上、採択したものである。

先進設備・システムは、SIIホームページで公表している。

参照先URL: <https://sii.or.jp/cutback03/>

(1) その他の設備の要件

補助対象設備は、以下を全て満たすこと。

- ① 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること。
 - ※ 導入する設備や機器の能力・出力が、省エネルギーとなる範囲で、置き換える前の既存設備や機器の能力・出力を超えてもよい。
 - ※ オプション等で直接省エネルギーに寄与しない機能・設備の追加や単なる運用の工夫等による省エネルギーで、設備・システム自体の高効率化ではない事業等は、原則、対象外とする。
 - ※ 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行った場合に、その設備のエネルギー使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)及び、エネルギー使用量のモニター装置・監視装置等(見える化機器)は、補助対象設備に関連する設備として補助対象とすることができる(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)
 - ② 計測器の代わりにEMSを新設する場合は、SIIが指定する機能要件(39ページ参照)を満たすこと。
 - ③ 「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」を再利用する場合は、現在、事業所で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備であること。
 - ④ 更新前後で使用用途が同じであること。
 - ⑤ 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。
 - ⑥ 中古品でないこと。
 - ⑦ その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。
 - ⑧ 原則、自社で製造する製品ではないこと
- (2) 既設の事業所を廃止して新設する事業所に設備を導入する場合は、既存設備の更新と認められる範囲内において補助対象設備とする。

※ 補助対象設備を組み合わせる申請する場合は、22ページ【申請パターン表】を参照のこと。

2. (A) 先進事業

2-2. (A)の省エネルギー効果の要件

以下のいずれかの要件を満たす事業について、申請をすることができる。

- ① 計画省エネルギー率が30%以上
- ② 計画省エネルギー量が1,000kl以上
- ③ 計画エネルギー消費原単位の改善率が15%以上

(省エネルギー計算)

事業の効果を算出するための計算過程を、「省エネルギー計算」という。

事業者は、省エネルギー計算をする範囲(エネルギー管理を一体で行う事業所単位)のエネルギー使用量等のデータを予め収集し、事業者が自ら決定した計算方法の計算過程、及び計算結果を申請書に記入し、申請すること。

(計画省エネルギー率・計画省エネルギー量・計画エネルギー消費原単位改善率の算出方法)

- ① 計画省エネルギー率[%] ≥ 30

$$\frac{\text{事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[kl]} - \text{事業実施後の年間エネルギー使用量[kl]}}{\text{事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[kl]}} \times 100$$

- ② 計画省エネルギー量[kl] $\geq 1,000$

$$\text{事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[kl]} - \text{事業実施後の年間エネルギー使用量[kl]}$$

- ③ 計画エネルギー消費原単位改善率[%] ≥ 15

$$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{\text{事業所全体の年間エネルギー使用量}}{\text{生産量}}$$

$$\text{原単位改善率} = \left(1 - \frac{\text{事業実施後のエネルギー消費原単位}}{\text{事業実施前のエネルギー消費原単位}} \right) \times 100$$

- ・ 生産量とは、生産活動によって生み出される生産物の量のこと。
- ・ **2020年度との比較において**、設備更新後の生産量が増加し、かつエネルギー使用量も増加する事業は、エネルギー消費原単位で申請することができる。
- ・ 更新設備は、生産活動に直接関係する設備であること。
- ・ 5年間の成果報告の間に、生産量が**2020年度の実績を超えた上で**、計画したエネルギー消費原単位の改善を達成すること。

※原単位改善率については、29ページ参照のこと。

2. (A) 先進事業

(補足) 導入予定設備のエネルギー使用量を計測するために

当該事業区分に新設するEMSは、補助対象経費(設備費)に含めることができる。

この場合において新設するEMSは、以下要件を満たすこと。

➤ EMSを設置する場合の要件

No.	項目	要件
1	エネルギーの計測※	- 見える化機能の実現に必要な項目の計測を行えること。 - 更新設備及び受電電力量の計測は必須とする。 - ガス・油等は計測を行わず、1か月以内の検針票値入力でも可とする。
2	見える化	- 電力・ガスその他エネルギーを含め、1か月以内の事業所全体のエネルギー使用量を統一単位(原油換算kl)で閲覧できること。 - 電力は全体と設備カテゴリ別(空調・照明等)の30分以内の電力使用量を閲覧できること。
3	接続機器の制御	- 省エネルギーのために各機器を自動制御する機能を有すること。 - 電力は30分受電電力量目標値の設定をした上で、目標値以下となるような自動制御を行う機能を有すること。
4	制御ログの保存	EMSによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること(アンサーバック等)。

※ 電力、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外とする。

新設するEMSは、SIIに登録されたEMS以外についても補助対象と認める。

エネルギー管理支援サービスの利用料は、補助対象外とする。

3. 各事業区分の概要 (B)オーダーメイド型事業

3. (B)オーダーメイド型事業

3-1. 補助対象設備

事業区分(B)オーダーメイド型事業の補助対象設備は、機械設計又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、設計図書等の納品物があるものである。

※型番登録済みの(c)指定設備を(b)オーダーメイド型設備として申請することはできない。

※塩害仕様への変更、取り付け工具の変更等、単なるオプションの追加や組み合わせ設備等は(b)オーダーメイド型設備として申請することはできない。

※工事用図面、単線結線図のみを設計図書等として提出することはできない。

具体的な想定設備は、以下の通り。

① 新規設計の設備（フルオーダー品）

使用用途等に応じて、設備全体のエネルギー消費効率等を考慮して新たに設計・製造した設備

② 類似設計の設備（カスタマイズ品）

既存機器・システムを応用、又は組み合わせて特別な仕様の部品等を製造するために設計した設備等

③ システム設計を伴う設備（生産設備等を組み合わせた製造ライン）

製造工場等において、各工程で使用する生産設備等を組み合わせて設計した製造ライン

④ システム設計を伴う設備（自動化装置等を組み合わせた製造ライン）

製造した加工品の作業工程を自動化するために、搬送機械等と上記①又は②の設備を連携させて設計した製造ライン

(1) その他の設備の要件

補助対象設備は、以下を全て満たすこと。

① 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること。

※導入する設備や機器の能力・出力が、省エネルギーとなる範囲で、置き換える前の既存設備や機器の能力・出力を超えてもよい。

※オプション等で直接省エネルギーに寄与しない機能・設備の追加や単なる運用の工夫等による省エネルギーで、設備・システム自体の高効率化ではない事業等は、原則、対象外とする。

※既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行った場合に、その設備のエネルギー使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)及び、エネルギー使用量のモニター装置・監視装置等(見える化機器)は、補助対象設備に関連する設備として補助対象とすることができる(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)

3. (B)オーダーメイド型事業

- ② 計測器の代わりにEMSを新設する場合は、SIIが指定する機能要件(39ページ参照)を満たすこと。
 - ③ 「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」を再利用する場合は、現在、事業所で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備であること。
 - ④ 更新前後で使用用途が同じであること。
 - ⑤ 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。
 - ⑥ 中古品でないこと。
 - ⑦ その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。
 - ⑧ 原則、自社で製造する製品ではないこと。
- (2) 既設の事業所を廃止して新設する事業所に設備を導入する場合は、既存設備の更新と認められる範囲内において補助対象設備とする。

※ 補助対象設備を組み合わせる申請する場合は、22ページ【申請パターン表】を参照のこと。

3-2. (B)の省エネルギー効果の要件

以下のいずれかの要件を満たす事業について、申請をすることができる。

- ① 計画省エネルギー率が10%以上
- ② 計画省エネルギー量が700kl以上
- ③ 計画エネルギー消費原単位の改善率が7%以上

※ 省エネルギー計算の考え方、算出方法は(A)先進事業を参照すること。

※ EMSを新設する場合は、39ページ(補足)導入予定設備のエネルギー使用量を計測するためにを参照のこと。

4. 各事業区分の概要 (C)指定設備導入事業

4. (C)指定設備導入事業

4-1. 補助対象設備

事業区分(C)指定設備導入事業の補助対象設備である指定設備は、以下の設備区分に該当する設備であって、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表したものである。

指定設備は、SIIホームページで公表している。

参照先URL: <https://sii.or.jp/cutback03/>

指定設備の対象基準は、94～118ページの別表2「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」を参照のこと。

➤ 指定設備の設備区分

・高効率空調	・産業ヒートポンプ ※1	・業務用給湯器 ※1
・高性能ボイラ	・高効率コージェネレーション	・変圧器
・低炭素工業炉 ※2	・冷凍冷蔵設備	・産業用モータ ※2
・調光制御設備	・工作機械	・プラスチック加工機械
・プレス機械	・印刷機械	・ダイカストマシン

※1 産業用ヒートポンプ(施設園芸用ヒートポンプを除く)及び業務用給湯器(業務用ヒートポンプ給湯器)は、既存設備がヒートポンプ設備である場合の更新に限り、申請すること。

※2 低炭素工業炉及び産業用モータ(モータ単体、ポンプ、送風機)は、原則、指定設備として公表しないため、申請者自らが基準を満たしている設備であるか確認の上、申請すること。

その他の設備の要件

補助対象設備は、以下を全て満たすこと。

- ① エネルギー管理を一体で行っている国内で既に事業活動を営んでいる工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められた補助対象設備に更新すること。
- ② 工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合は対象とする。
- ③ 既存設備を補助対象設備へ更新して省エネルギー化を図ること。
- ④ 更新前後で使用用途が同じであること。
- ⑤ 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。
- ⑥ 中古品でないこと。
- ⑦ その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。
- ⑧ 自社で製造する製品ではないこと。

4. (C)指定設備導入事業

4-2. 省エネルギー効果について

(C)指定設備導入事業の省エネルギー量は、交付申請を行う補助事業ポータルに、導入予定設備の稼働時間等を入力することで、省エネルギー量が自動的に計算される。(指定計算という。)申請者が独自に省エネルギー計算を行い、省エネルギー量を算出して申請することもできる。(以下、「独自計算」という。)

4-3. (c)指定設備を事業区分(A)又は(B)で申請する場合

(c)指定設備を事業区分(A)又は(B)で申請する場合は、特に以下事項に留意すること。

- ① (c)指定設備はいずれの組み合わせの場合であっても、定額補助となる。
- ② 事業全体、及び(c)指定設備の補助対象設備に係る計画省エネルギー量は、独自計算を行うこと。
- ③ 複数年度事業で申請する場合は、(c)指定設備の補助対象経費(設備費)の導入及び検収・支払いは採択初年度に全て完了すること。

4-4. (c)指定設備の定額補助額

(c)指定設備の種別(性能区分)又は能力に基づく定額とし、設備区分毎に補助金額を算出する。
算出例①

【補助金額】＝補助対象設備の能力[kW]×能力当たりの補助金額[円/kW]×導入台数[台]

算出例②

【補助金額】＝補助対象設備の種別(性能区分)当たりの補助金額[円]×導入台数[台]

上記算出例①又は②の設備区分毎の算出額と、設備区分毎の補助対象経費の2分の1の額とのいずれか低い額を補助金申請額とする。

【見積取得に当たっての留意事項】

- ・ 交付申請時に期限等が有効な見積書であること。
- ・ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積明細を取得すること。
- ・ 見積時に工事の請負先が必要な資格等を有する事業者であることを確認すること。
- ・ 複数の見積を取得した場合は、最低価格の1者分の見積書を提出すること。

5. 各事業区分の概要

(D)エネマネ事業

5. (D)エネマネ事業

5-1. 補助対象設備

SIIが定める「EMSのシステム要件」(⇒詳細は53ページ参照)を満たし、エネマネ事業者が提供するエネルギー管理支援サービス等の実施のために必要不可欠なシステム・機器で、予めSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているものとする。

5-2. 対象となるエネマネ事業者

対象となるエネマネ事業者は、SIIに登録されたエネマネ事業者とする。

(参照URL:<https://sii.or.jp/cutback03/first.html>)

なお、(D)エネマネ事業を含む申請に当たっては、事業者の求めに応じて、エネマネ事業者がSIIへの交付申請、実績報告、成果報告等の手続きを担当するものとする。

(⇒詳細は62ページ参照)

※補助事業者は、申請・報告等に必要な情報をエネマネ事業者に提供しなければならない。

5-3. 申請要件

以下のいずれかの要件を満たす事業について、申請をすることができる。

なお、補助事業者は、SIIが指定するフォーマットを用いて、成果報告時に運用改善の実施状況について報告すること。

- ①「EMSの制御効果と計測に基づく運用改善効果」で計画省エネルギー率が2%以上。
 - ②申請者が自ら定め、合理的な説明が可能な計測・制御の範囲内で、「EMSの制御効果と計測に基づく運用改善効果」で計画省エネルギー率が2%以上。
- (⇒詳細は50ページ参照)

(エネマネ事業に係る省エネルギー計算)

事業の効果を算出するための計算過程を、「省エネルギー計算」という。

事業者は、省エネルギー計算をする範囲(エネルギー管理を一体で行う範囲又は申請者自らが定める範囲)のエネルギー使用量等のデータを予め収集し、事業者が自ら決定した計算方法の計算過程、及び計算結果を申請書に記入し、申請すること。

※申請に当たっては、EMS制御による省エネルギー量と運用改善による省エネルギー量を明確に区別すること。

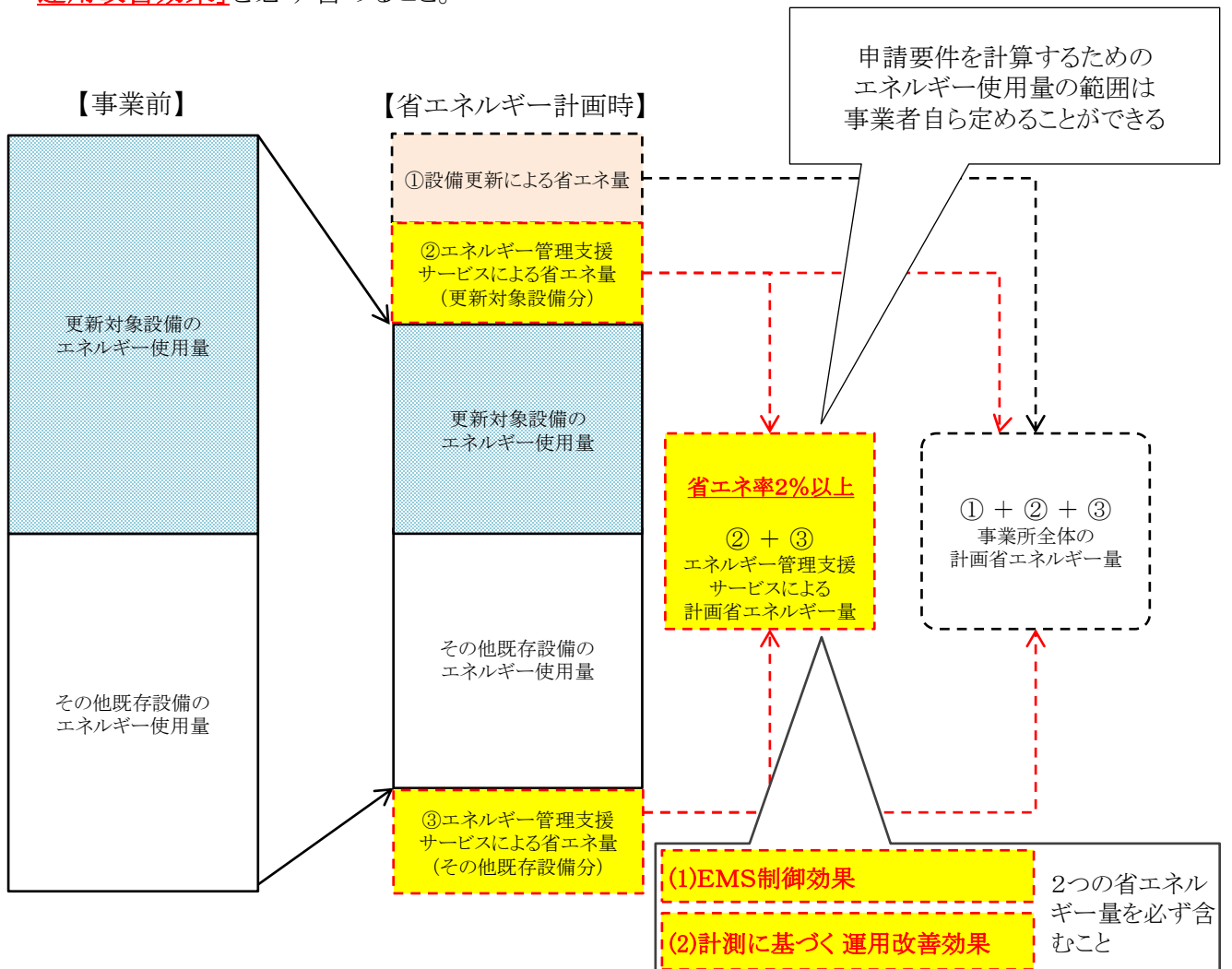
5. (D)エネマネ事業

➤ エネマネ事業の申請要件②の補足

- エネマネ事業の申請に当たっては、事業実施前後で比較するエネルギーを使用する範囲を自らが決めることができるが、事業評価は事業所全体の計画省エネルギー量となるため、交付申請書の事業概要に事業所全体で達成が見込まれる計画省エネルギー量[kl]を記載すること。
- 事業区分(A)～(C)と組み合わせた申請で、事業実施前後で比較するエネルギーを使用する範囲を自らが決めた場合には、EMS制御効果又は運用改善効果を、事業区分(A)～(C)において導入した全ての設備から得られること。

➤ エネマネ事業の省エネルギー効果について

エネルギー管理支援サービスの計画省エネルギー量には、**「EMS制御の効果と計測に基づく運用改善効果」**を必ず含めること。



(次ページへつづく)

5. (D)エネマネ事業

【EMS制御による省エネルギー量として認められる事例】

(つづき)

機器種別	判断	事 例
照明	制御事例	照明計測による調光制御等
	○	● 制御対象照明の各回路を直接実測した値 ● 各分電盤別電力使用量を実測、分電盤内の照明以外の電力使用量（OA・コンセント系）を実測し、差し引いて計算した照明の値 ● 調光制御を行う場合、調光出力と使用電力の比例関係を求めて計算した値
	×	● 分電盤単位の実測を使用電力内訳で按分した値（実測値に基づかないもの） ● 就業時間帯に合わせた単なる固定スケジュール入切での省エネルギー量 ● 人感・照度センサローカル制御をEMSに接続して計測のみした値
空調	制御事例	空調機ファンのINV制御、外気冷房制御、最小外気取り入れ制御（CO ₂ 濃度制御）等
	○	● 制御前、制御中の空調機使用電力量実測値から空調機自体の削減量を算出した値 ● 熱源エネルギー削減量も加える場合、負荷計測温度等から熱量を算出し熱源負荷削減量として加算した値 ● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
	×	● 就業時間帯に合わせた単なる固定スケジュール運転での省エネルギー量 ● 定格出力に負荷率を乗じて計算した値 ● 設定温度緩和の効果をインターネット記事などから算出した値など、実測値を根拠にしない値
熱源	制御事例	熱源機台数制御、最適起動停止制御、送水温度設定制御等
	○	● 外気取り入れ制御など負荷熱量調節で熱源負荷削減を図る場合、温度湿度計測値より外気エンタルピ演算にて負荷熱量を算出し、これを削減量とする値（実際の熱負荷削減量を演算している値） ● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績等を根拠とした数値
	×	● 建物用途、規模、エリアなどの条件が一致していない他の事例に基づく計算値

※EMSプログラム変更や設定値の変更などのチューニングによる効果は、EMS制御による省エネルギー効果に含む。

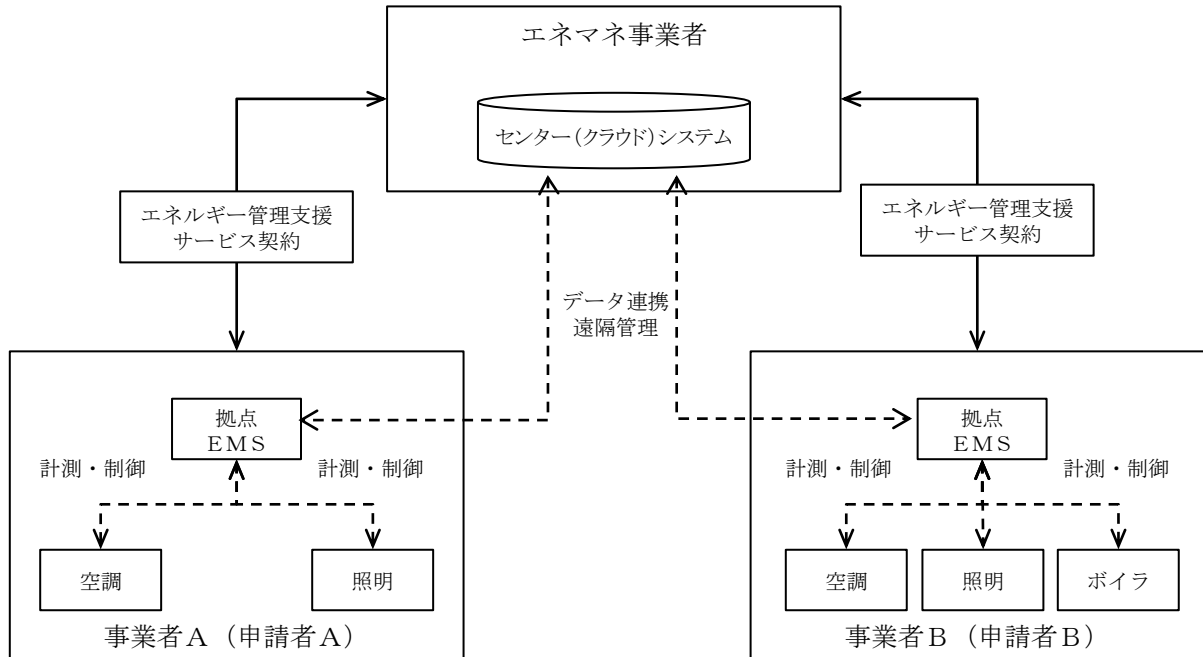
【EMSを活用した運用改善による省エネルギー量として認められる事例】

機器種別	判断	事 例
照明等	○	● 使用実態に合わせた照明点灯時間の調整（タイマー等によるもの） ● エリア別照度計測結果による照明照度や点灯エリアの調整、点灯エリアの細分化
	×	● 昼休みや不要室の消灯 ● PCモニターやディスプレイ等の夜間電源OFF（自発的に行うもの）
空調等	○	● 空調立ち上げ時間変更や運転台数調整等によるもの ● 冷温熱と搬送動力を組み合わせた効率の改善 ● 室温やCO₂濃度実測結果に基づく温度設定やダンパ開度の最適化 ● 冷却水温度の最適化
	×	● 単なる温度設定変更 ● 中間期等の空調不要期間の停止 ● 涼しい日は窓を開ける等の運用
生産設備等	○	● 燃焼機器の燃焼効率調整、空気比の調整 ● 圧縮機等の適正圧力調整 ● ボイラ・圧縮機等の運転台数や台数制御の見直し・運転スケジュール調整
	×	● 通常の生産管理の中で行われる生産効率改善等

5. (D)エネマネ事業

5-4. EMSの構成と機能について

本事業で補助対象となるEMSは、エネマネ事業者が管理する「センター(クラウド)システム」と、事業者の事業所に設置する「拠点EMS」から構成される。



5. (D)エネマネ事業

➤ (D)エネマネ事業のEMSのシステム要件

区分	No.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測 (※1)	- 見える化機能の実現及びエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測を行えること。 - 更新設備及び事業所全体の受電電力量の計測は必須とする。 - EMSの制御対象にガス・油等が該当しない場合は、ガス・油等の計測を行わず、1か月以内の検針票値入力でも可とする。
	2	見える化	- 電力・ガスその他エネルギーを含め、1か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位(原油換算kl)で閲覧できること。 - 電力は全体と設備カテゴリ別(空調・照明等)の30分以内の電力使用量を閲覧できること。 - Webブラウザ経由での閲覧でも可とする。 ※運用改善に資するデータを表示・確認できること。
	3	接続機器の制御	- エネルギー管理支援サービスに必要な制御が行えること。 - 省エネルギー更新設備や他既存設備に対し、自動でエネルギーを削減する制御機能を有すること。
	4	制御ログの保存	EMSによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること(アンサーバック等)。
	5	短期的な通信遮断への対応 (※2)	短期的な通信遮断により、センタースystemとの通信が一時的に遮断されても、導入拠点のEMSで制御・計測・データ保存を継続し、通信回復後にセンタースystemに通信遮断時間分のデータを連携できること。
	6	スタンドアロン稼働	- センタースystemとの通信を完全に遮断した場合又はエネルギー管理支援サービス終了後でもスタンドアロンでEMSを継続的に使用できること。 - 機器やソフトウェアの追加を行うことも可。 - 有償・無償は問わない。
センタースystem	7	遠隔管理	- 幹事社が管理するセンタースerverで、コンソーシアム事業者分も含めて接続されている全工場・事業場の遠隔管理を行えること。 - 遠隔管理とは遠隔制御(ON/OFF等)や制御設定変更(目標値変更等)機能と、見える化機能のことをいう。
	8	データ保存 (※3)	SIIが指定するフォーマットで3年間のデータ登録を行うために、必要な粒度・項目・期間でデータ保存が行えること。

※1 電力、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。

※2 24時間以上は拠点EMSにデータを保存できること。

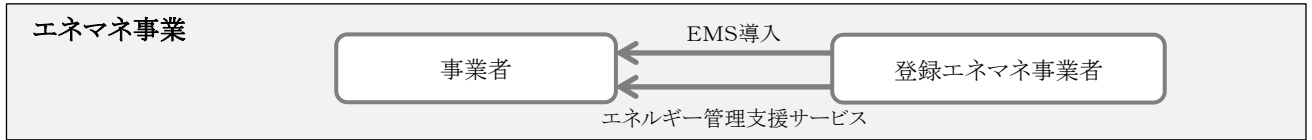
※3 指定報告フォーマット(属性・月間値・30分値)はSIIホームページからダウンロードして確認すること。

5. (D)エネマネ事業

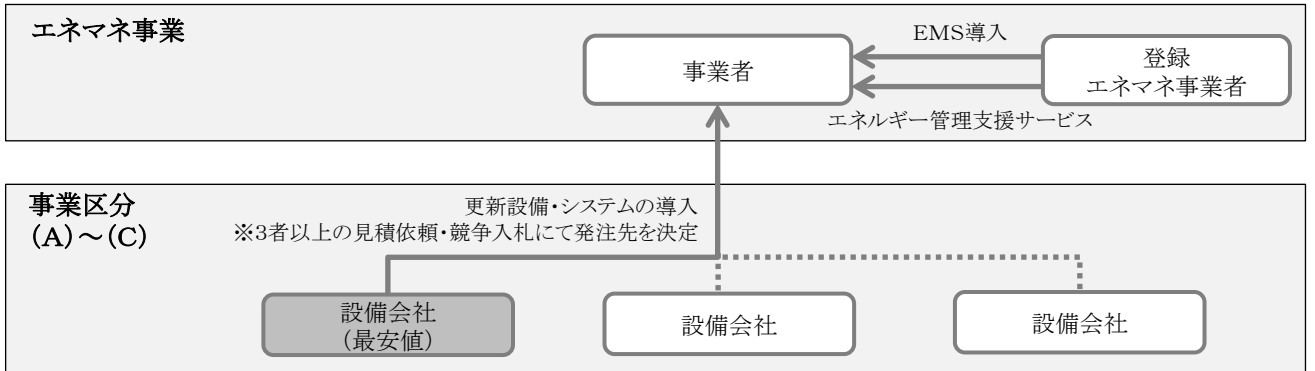
5-5. 事業スキーム

エネマネ事業を実施する場合の事業スキームは、以下の通りとする。

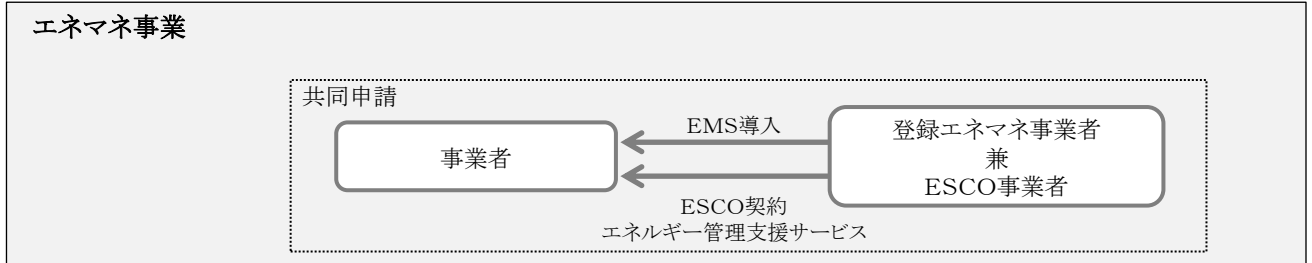
① エネマネ事業単独の場合



② 事業区分(A)～(C)と組み合わせて申請する場合

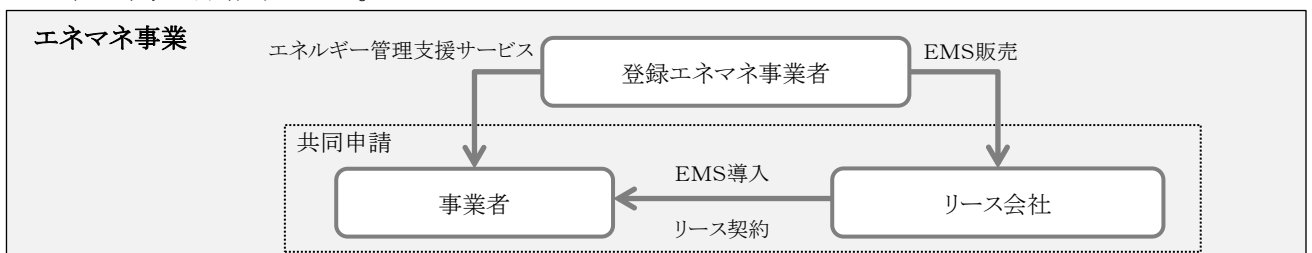


③ エネマネ事業者がESCO事業を行う場合



④ エネマネ事業者とリースを利用する場合

EMSをリース活用して導入する場合、事業者(設備使用者)とリース会社との共同申請となる。EMSはリース会社が購入し、エネルギー管理支援サービス契約は設備使用者とエネマネ事業者の間で締結すること。



5. (D)エネマネ事業

➤ エネマネ事業における注意事項について

エネマネ事業は、サードパーティという考え方にに基づき、省エネの知見やノウハウを有するエネマネ事業者が、省エネルギー化のノウハウを持たない中小企業等の補助事業者に対してその知見やノウハウを提供することにより、補助事業者自らが省エネルギー化への運用改善等の取組を自走できるようにすることを目的としている。

そのため、エネマネ事業者は最低3年間、エネルギー管理支援サービス契約に基づき、EMSを活用して計測・見える化、制御を行うだけでなく、省エネ診断等による運用改善提案を毎年行うことが課される。

また、補助事業者はエネマネ事業者からEMSの操作方法等を習得し、エネマネ事業者の運用改善提案内容を十分に理解し、主体的な運用改善の取組が求められる。

そのため、事業完了から約1年後にSIIへ成果報告書及び運用改善の実施報告書の提出が必要であり、かつ補助事業者とエネマネ事業者の双方で締結するサービス契約に基づき最低3年間運用改善の実施報告書を作成すること。

6. 国庫債務負担行為分 (年度またぎ事業)

6. 国庫債務負担行為分(年度またぎ事業)

6-1. 事業名称

令和3年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

6-2. 予算額

2021年度分:約1億円(年度またぎ事業1年度目分)

2022年度分:約5億円(年度またぎ事業2年度目分)

6-3. 申請要件

以下の要件を全て満たす事業(年度またぎ事業)について、申請をすることができる。

① (A)先進事業、(B)オーダーメイド型事業、(C)指定設備導入事業、(D)エネマネ事業のいずれかの申請要件を満たす事業であること。

② 2021年度、2022年度の2か年にまたがる事業であり、2022年2月～4月において事業を実施せざるを得ない外的要因又は特段の事由があること。

※ 外的要因とは法令等の規定や連携する事業者間の協定、取引先との調達契約等のことをいう。定量的な根拠、契約書工程表等を提出し、外的な制約や制限があることを合理的に説明すること。

※ 2022年2月～4月においても事業を実施せざるを得ない特段の事由について、その根拠となる資料等を提出し、合理的に説明すること。

<年度またぎ事業の事業期間>

凡例:→ 事業実施期間

日程	2021年度(1年度目)			2022年度(2年度目)		
	8月	9月 ～ 2022年1月	2022年2月 ～3月	4月	5月 ～ 2023年1月	2023年2月 ～3月
年度 またぎ 事業	交付決定				事業完了	

※ 年度またぎ事業の事業期間は、交付決定後から2023年1月31日までとする。

<留意事項>

1. 交付申請について

事業計画書(事業全体の計画書)と実施計画書(2021年度及び2022年度分)を提出すること。

2. 補助事業の計画変更について

交付決定後、事業計画書及び実施計画書を変更しようとする場合は、予めSIIに相談し、その指示に従うこと。

3. 概算払請求～年度末実績報告(2021年度分)

- 補助事業者は、2021年度中に支払う額(支払予定額含む)の補助金相当額を記入した概算払請求書をSIIに提出し、SIIはこれを受領後、2021年度中に概算払いを行う。
- 補助事業者は、2022年4月8日(金)までに補助事業年度末実績報告書をSIIに提出し、SIIは受理した後、書類検査及び現地調査(確認検査)を行い、交付すべき補助金の額を確認し、補助事業者速やかに通知する。

※ 補助金額と概算払金額との間に差額が生じた場合には、その差額分をSIIに返還すること。

6. 国庫債務負担行為分(年度またぎ事業)

▶ 年度またぎ事業の外的要因又は特段の事由

＜外的要因又は特段の事由の例＞

- 法令等の規定により、点検の期間が2月～4月に定められており、この時期にしか補助対象となる工事の実施が不可能な場合。
- 法令等の規定により点検が定められているが、具体的な時期については法令等に定められていない場合であっても、それに基づいた定期修理計画が、コンビナート内の関連する事業者等との計画に基づくものであるため、補助事業者都合のみでは時期を変更することができない場合。
- 部品や中間製品について取引先との調達契約等が締結されており、2月～4月の時期に設備更新等を実施しなければ、取引先に損害を与えるおそれがある場合。
- その他2月～4月においても事業を実施せざるを得ない外的要因又は特段の事由があると認められる場合(積雪や外気温等の気象の関係で、2月～4月の時期でしか設備更新等を実施できない場合、事業の性格上、閑散期である2月～4月でしか設備投資等が実施できない場合等)。

年度またぎ事業の例

～例1～

「A社工場は、5月～翌年2月までは繁忙期であり、本期間内に生産を停止した場合、取引先に多大な影響を与えるため、生産を停止することができない。このため法定点検は3月～4月に予定している。取引先との契約及び法定点検時期を踏まえると、工場の稼働を停止した3月～4月のタイミングで省エネ投資をする必要があり、年度またぎ期間に設備更新の工事を実施する。」

～例2～

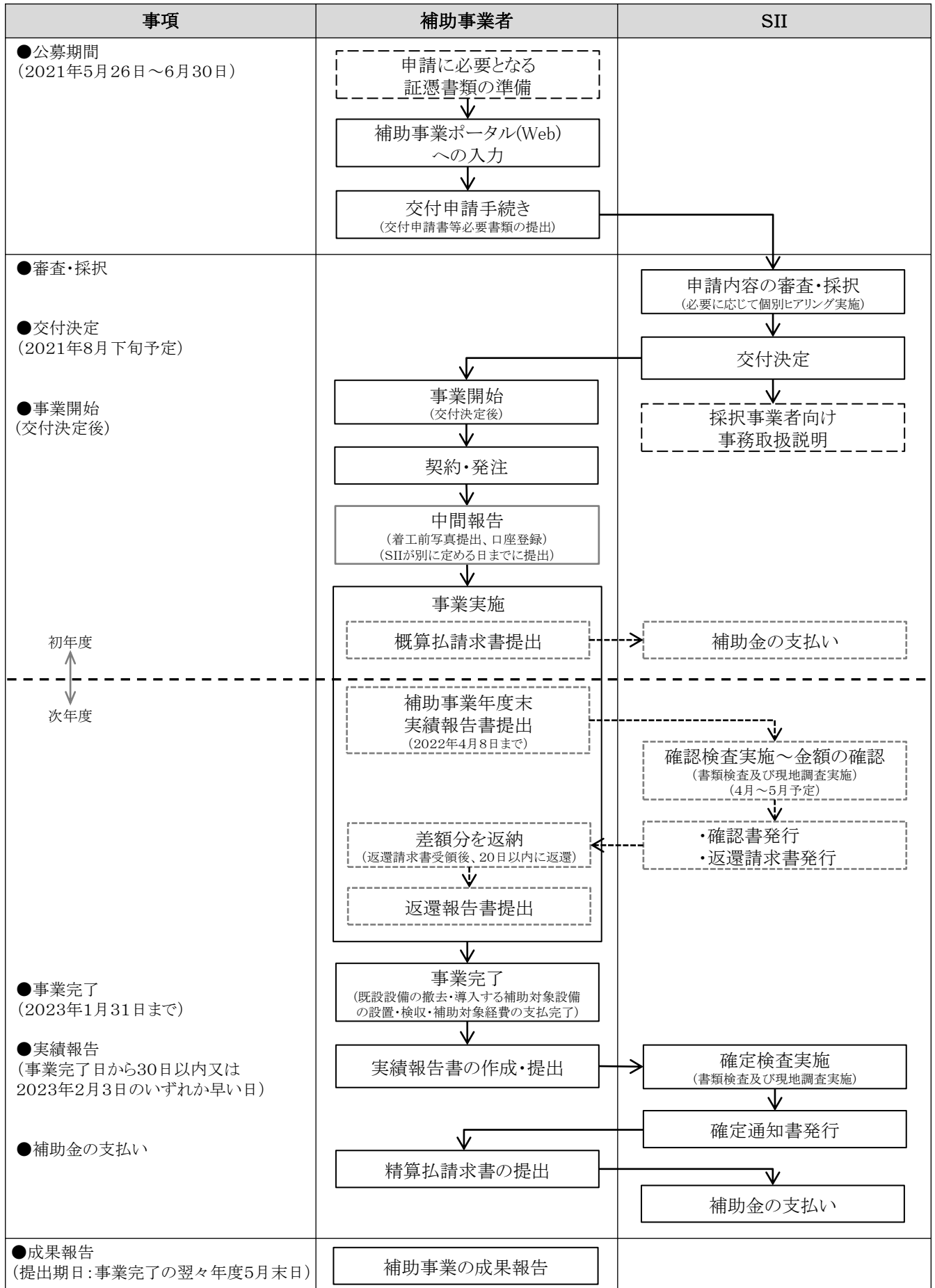
「B社工場は供給先との契約上、従来より指定された期間は稼働し続けることが定められている。本設備更新工事は、工場の稼働停止が必須条件であるため、供給先との契約上で稼働停止が可能である年度またぎ期間に補助対象となる工事を実施せざるを得ない状況である。」

～例3～

「C社プラントはコンビナートの一部に設置されており、周辺地域工場の法定検査に合わせて3月～4月のみ停止することができる。そのため、本事業で実施する工事のうち、補助対象となる既存配管の改造工事については、プラントを停止する年度またぎ期間に実施せざるを得ない。」

6. 国庫債務負担行為分(年度またぎ事業)

6-4. 事業全体スケジュール



7. 交付申請～採択

7. 交付申請～採択

7-1. 公募

① 補助事業の公募

SIIは、一般公募を行う。

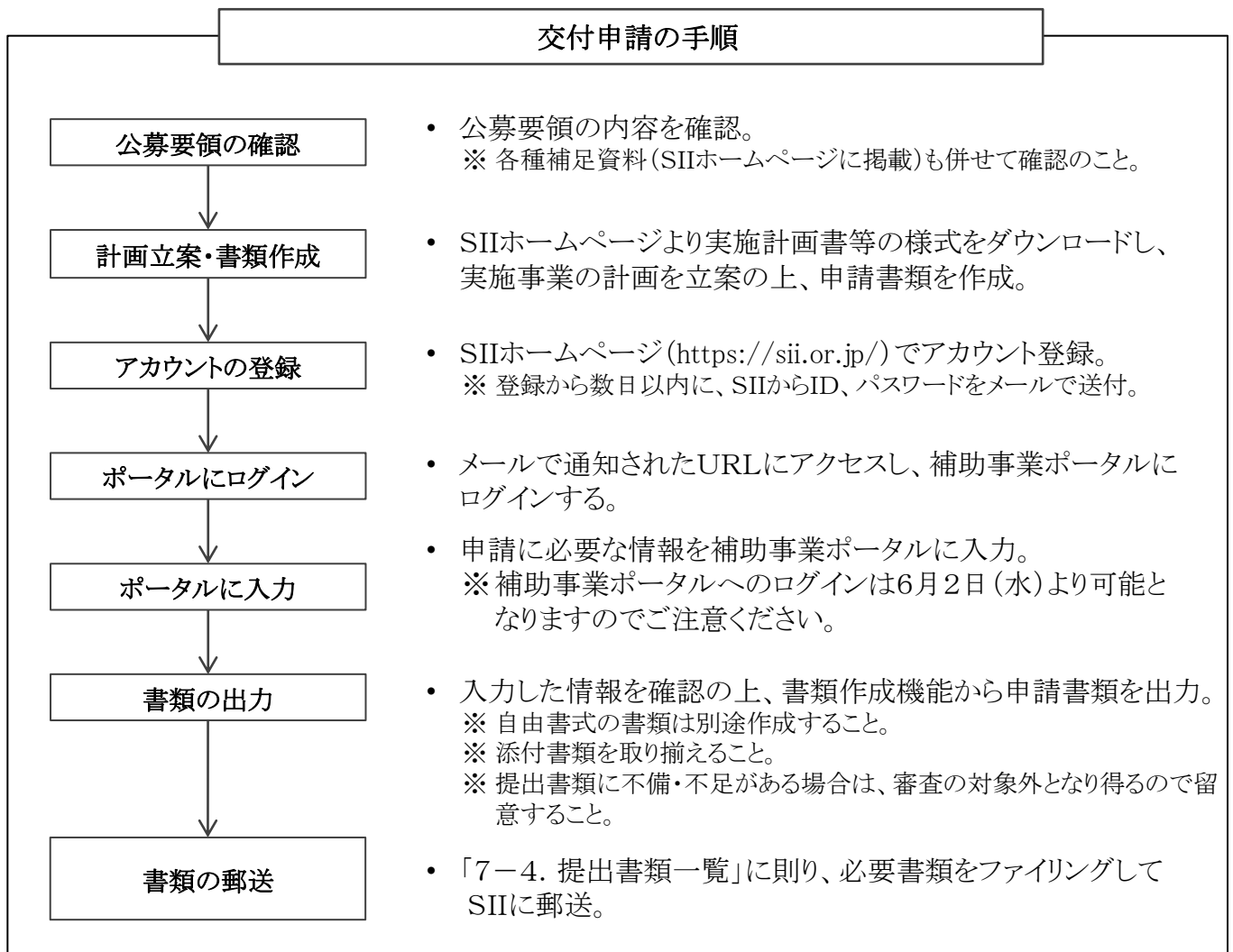
SIIホームページ(<https://sii.or.jp/>)に公募関連情報を随時公表する。

② 公募期間

2021年5月26日(水) ～ 6月30日(水) 17時(必着)

7-2. 交付申請

- 申請者は、事業実施の確実性や予算の有効利用の観点から事業計画全体を十分に検討の上で申請を行うこと。
 - 申請者は、SIIホームページにてアカウント登録し、電子メールで補助事業ポータルアカウント情報(ID、パスワード)を取得すること。
 - 当該アカウントを用いて補助事業ポータルにログインし、必要事項を入力して申請書類を作成の上、全ての申請書類を「一般社団法人環境共創イニシアチブ」宛てに郵送すること。(郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。宛名については67ページ参照)
- ※ 補助事業ポータルに入力する内容は申請書類の内容と必ず一致させること。一致していない場合、不備として申請を受理しない場合がある。



7. 交付申請～採択

7-3. 申請の手続担当

「エネマネ事業」を含む申請の場合は、エネマネ事業者はエネルギー管理支援サービス契約を締結する補助事業者からの求めに応じて手続きを行うこと。なお、(C)指定設備導入事業を単独で申請する場合は、設備販売事業者に手続きを依頼することができる。

なお、手続きの内容及び進捗について、補助事業者と情報共有し、両社が同じ認識のもと手続きを行うこと。

【手続担当が作成する書類】

・手続担当として以下の書類作成を行うこと。

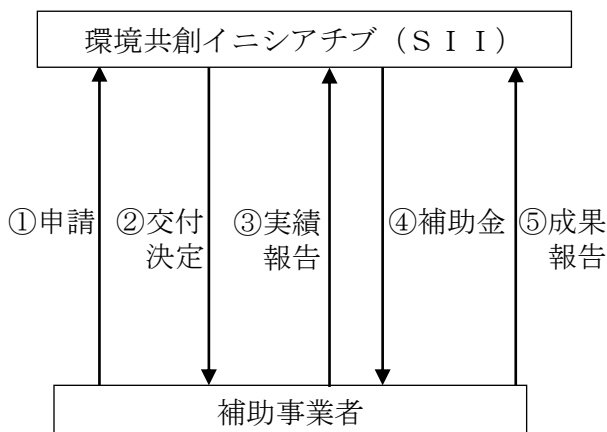
- ① 交付申請書
- ② 交付申請取下げ届出書
- ③ 補助事業計画変更承認申請書
- ④ 補助事業事故報告書
- ⑤ 補助事業実績報告書
- ⑥ 精算(概算)払請求書
- ⑦ 補助事業年度末実績報告書
- ⑧ 成果報告書
- ⑨ 補助事業承継承認申請書
- ⑩ その他SIIが指示する手続き

(手続担当者の責務及び不正行為に対する措置)

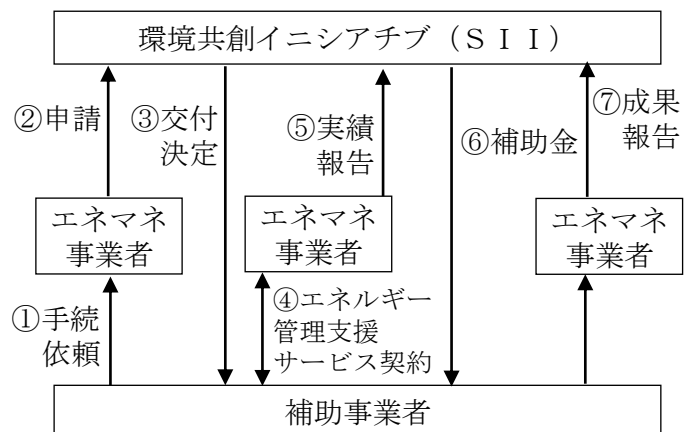
- ・ 手続担当者は、手続きに当たって申請者から提供され、又は知り得た情報について、他用途転用の禁止等の営業秘密を保持すること。
- ・ SIIが、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るために手続担当者に対して協力を求めた場合は、これに応じること。
- ・ 手続担当者が手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合、SIIは必要に応じて調査を実施する。不正行為が認められたときは、SIIが実施する全ての補助金について一定期間の手続担当の停止や、当該手続担当者の名称及び不正の内容の公表等の措置を講じることがある。

【事業実施フロー】

申請者が手続きを行う場合



エネマネ事業者が手続きを行う場合



7-4. 提出書類一覧(1)

「●」は必須で提出。「○」は該当する場合に提出。「△」は組み合わせ申請する場合に提出。
「□」は事業区分(C)で申請する場合に提出。

書類区分	文書番号	書類名称		導入予定設備別の提出可否				ポータルより出力/ 指定様式/自由様式
				(a)	(b)	(c)	(d)	
事業区分共通の提出書類	様式第1	交付申請書(かがみ)		●	●	●	●	ポータルより出力
	様式第1	交付申請書(2枚目)		●	●	●	●	ポータルより出力
	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額		●	●	●	●	ポータルより出力
	別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額		●	●	●	●	ポータルより出力
	別紙3	役員名簿		●	●	●	●	指定様式
	1-1	実施計画書	申請総括表	●	●	●	●	ポータルより出力
	1-1(別紙1)		事業者情報	●	●	●	●	ポータルより出力
	1-1(別紙2)		手続担当申請書	○	○	○	○	ポータルより出力
	1-1-2		資金調達計画	●	●	●	●	ポータルより出力
	1-1-3		事業実施に関連する事項	●	●	●	●	ポータルより出力
	1-2		所要資金計画(総括)	△	△	△	△	指定様式
	1-3		発注区分表(総括)	△	△	△	△	指定様式
	1-4		導入前後の比較図	●	●	△	●	指定様式
	1-5		新設備の配置図	△	△	△	△	自由様式
	1-6		事業場の全体図	●	●	△	●	自由様式
	1-7		事業スケジュール	●	●	△	●	指定様式
事業区分別の提出書類※	A-2-1	A	事業概要(先進設備:省エネ効果)	●	-	-	-	ポータルより出力
	A-2-2		省エネルギー計算(A)	●	-	-	-	指定様式
	A-2-2-4		エネルギー使用量の原油換算表(A)	●	-	-	-	指定様式
	A-2-3		所要資金計画(参考見積添付)(A)	●	-	-	-	指定様式
	A-2-4		発注区分表(A)	●	-	-	-	指定様式
	A-2-5		既存設備と導入設備の比較表(A)	●	-	-	-	指定様式
	A-2-6		仕様書案(A)	●	-	-	-	指定様式
	A-2-7		新設備の配置図(A)	●	-	-	-	自由様式
	A-2-8		旧設備の撤去範囲(A)	●	-	-	-	自由様式
	B-2-1	B	事業概要(オーダーメイド型設備:省エネ効果)	-	●	-	-	ポータルより出力
	B-2-2		省エネルギー計算(B)	-	●	-	-	指定様式
	B-2-2-4		エネルギー使用量の原油換算表(B)	-	●	-	-	指定様式
	B-2-3		所要資金計画(参考見積添付)(B)	-	●	-	-	指定様式
	B-2-4		発注区分表(B)	-	●	-	-	指定様式
	B-2-5		既存設備と導入設備の比較表(B)	-	●	-	-	指定様式
	B-2-6		仕様書案(B)	-	●	-	-	指定様式
	B-2-7		新設備の配置図(B)	-	●	-	-	自由様式
	B-2-8		旧設備の撤去範囲(B)	-	●	-	-	自由様式
	C-2-1	C	事業概要(指定設備:省エネ効果)	-	-	△	-	ポータルより出力
	C-2-2		省エネルギー計算総括表	-	-	□	-	ポータルより出力
	C-2-2		省エネルギー計算(C)	-	-	△	-	指定様式
	C-2-2-1		エネルギー使用量計算書(設備毎/導入予定設備)	-	-	□	-	ポータルより出力
	C-2-2-2		エネルギー使用量計算書(設備毎/既存設備)	-	-	□	-	ポータルより出力
	C-2-2-4		エネルギー使用量の原油換算表(C)	-	-	△	-	指定様式
	C-2-3		所要資金計画(C)	-	-	△	-	指定様式
	C-2-4		発注区分表(C)	-	-	●	-	ポータルより出力
	C-2-5		既存設備と導入設備の比較表(C)	-	-	△	-	指定様式
	C-2-6		導入設備一覧	-	-	●	-	ポータルより出力
	C-2-7		見積書	-	-	●	-	自由様式
	D-3-1	D	事業概要(エネマネ効果)	-	-	-	●	ポータルより出力
	D-3-2		省エネルギー計算(D)	-	-	-	●	指定様式
	D-3-2-4		エネルギー使用量の原油換算表(D)	-	-	-	●	指定様式
	D-3-3		所要資金計画(参考見積添付)(D)	-	-	-	●	指定様式
	D-3-4		発注区分表(D)	-	-	-	●	指定様式
	D-3-5		新設備の配置図(D)	-	-	-	●	自由様式
	D-3-6		システム概要図	-	-	-	●	指定様式
	D-3-7		計測・制御対象一覧	-	-	-	●	指定様式

※単独申請の場合は該当する事業区分の提出書類を作成し、組み合わせ申請の場合は導入予定設備が紐づく事業区分毎に提出書類を作成してください。

7. 交付申請～採択

7-4. 提出書類一覧(2)

※複数年度事業・年度またぎ事業の場合に提出

※(c) 指定設備を導入し、事業区分(C)の年度またぎ事業を行う場合は、4-1～4-6の書類を提出すること。

「●」は必須で提出。「○」は該当する場合に提出。「△」は組み合わせ申請する場合に提出。
「□」は事業区分(C)で申請する場合に提出。

文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否				ポータルより出力/ 指定様式/自由様式
		(a)	(b)	(c)	(d)	
4-1	事業計画総括表	●	●	-	●	ポータルより出力
4-2	資金調達計画	●	●	-	●	ポータルより出力
4-2-2	事業実施に関連する事項	●	●	-	●	ポータルより出力
4-3	所要資金計画	△	△	-	△	指定様式
4-3-2	補助事業に要する費用の年度別配分内訳	△	△	-	△	指定様式
4-3-3	補助事業に要する経費、 補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳	△	△	-	△	指定様式
4-4	発注区分表	△	△	-	△	指定様式
4-5	実施計画	●	●	-	●	指定様式
4-6	事業スケジュール	●	●	-	●	指定様式
A-5-1	事業計画書(A)	●	-	-	-	ポータルより出力
A-5-2	所要資金計画(参考見積添付)(A)	●	-	-	-	指定様式
A-5-3	補助事業に要する費用の年度別配分内訳(A)	●	-	-	-	指定様式
A-5-4	補助事業に要する経費、 補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳(A)	●	-	-	-	指定様式
A-5-5	発注区分表(A)	●	-	-	-	指定様式
B-5-1	事業計画書(B)	-	●	-	-	ポータルより出力
B-5-2	所要資金計画(参考見積添付)(B)	-	●	-	-	指定様式
B-5-3	補助事業に要する費用の年度別配分内訳(B)	-	●	-	-	指定様式
B-5-4	補助事業に要する経費、 補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳(B)	-	●	-	-	指定様式
B-5-5	発注区分表(B)	-	●	-	-	指定様式
C-5-1	事業計画書(C)	-	-	△	-	ポータルより出力
C-5-2	所要資金計画(C)	-	-	△	-	指定様式
C-5-3	補助事業に要する経費、 補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳(C)	-	-	△	-	指定様式
C-5-4	発注区分表(C)	-	-	△	-	指定様式
D-6-1	事業計画書(D)	-	-	-	●	ポータルより出力
D-6-2	所要資金計画(参考見積添付)(D)	-	-	-	●	指定様式
D-6-3	補助事業に要する費用の年度別配分内訳(D)	-	-	-	●	指定様式
D-6-4	補助事業に要する経費、 補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳(D)	-	-	-	●	指定様式
D-6-5	発注区分表(D)	-	-	-	●	指定様式

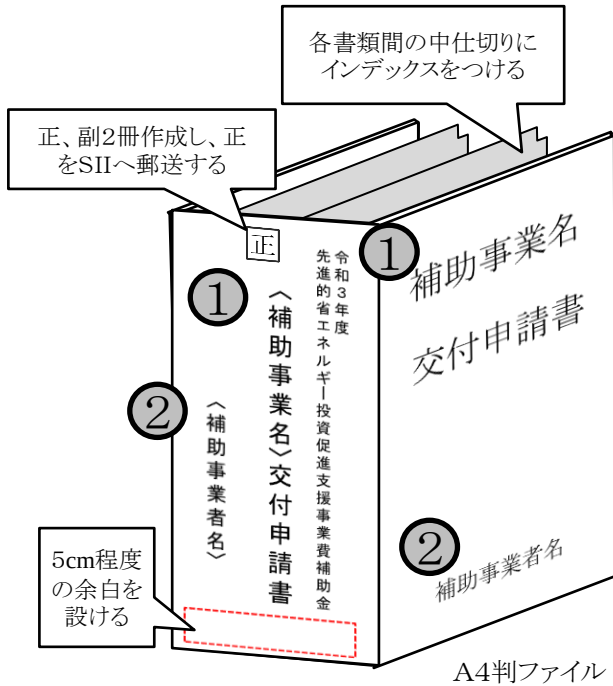
7ー4. 提出書類一覧(3) ※その他必要書類(添付)

「●」は必須で提出。「○」は該当する場合に提出。「-」は不要。

文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出可否				指定様式 /自由様式	備考
		(a)	(b)	(c)	(d)		
添付1	会社情報(法人概要申告書)	●	●	●	●	指定/自由	・会社のパンフレット等を添付し「業種」「資本金」「従業員数」が確認できる該当ページに付箋を貼り、該当する箇所にマーキングすること。 ※地方公共団体は提出不要。 ・中小企業団体等は認可証の写しを提出のこと
添付2	決算書	●	●	●	●	自由	・直近1年分の単独決算の貸借対照表を添付すること (決算短信でも可) ※地方公共団体は提出不要。
添付3	中小企業者であることの宣誓書	○	○	○	○	指定	・中小企業者の場合は、添付のこと。
添付4	商業登記簿謄本 ※個人事業主の場合は確定申告書B	●	●	●	●	定型	・発行から6か月以内のもの。写し可。 ※個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを添付のこと。 ※地方公共団体は提出不要。
添付5	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本	●	●	●	●	定型	・発行から6か月以内のもの。写し可。※地方公共団体は提出不要。
添付6	エネルギー使用量実績の確証、 燃料評価単価算出根拠	●	●	-	●	自由	・事業所における2020年度のエネルギー使用量、及びエネルギーコストを一覧表にすること。 ※エネルギーコストの領収書等の写しを添付。 ※エネルギー管理指定工場等の場合は、2019年度定期報告書の写し等(使用状況届出書)とエネルギーコストの領収書等の写しを添付。 ※エネマネ事業の省エネ計算で、事業所全体ではない計測、制御範囲を設定する場合は、根拠となる資料を添付のこと。
添付7	生産量実績の確証	●	●	-	●	自由	・「エネルギー使用量の原油換算表」に記載した生産量実績の根拠となる資料を提出すること。 ・社内で使用している管理資料等の写しでも可。 ・エネルギー管理指定工場等の場合は、2019年度定期報告書の写しを提出すること。 ※生産量が無いビルなどの場合は延床面積を生産量の単位として代用可能。 ※集計期間は添付6と合わせること。
添付8	省エネルギー量独自計算書	-	-	○	-	指定/自由	・独自計算にて省エネルギー計算を行う場合は、計算過程と計算結果を記載した資料、計算に使用したデータの根拠資料を添付のこと。
添付9	製品情報証明書	-	-	○	-	指定	・SIIが指定する計算方法(指定計算)にて省エネルギー計算を行う場合は、メーカーに製品情報証明書の発行を依頼し、入手し提出すること。
添付10	エネルギー管理支援サービスの契約書案	-	-	-	●	自由	・エネマネ事業の場合は、締結予定のサービス契約書案(約款部分を含む)を提出のこと。
添付11	経営力向上計画に係る認定申請書および認定書の写し	○	○	○	○	指定	・該当する場合は、経営力向上計画に係る認定申請書、及び認定書の写しを添付のこと。
添付12	省エネ診断報告書(表紙)の写し	○	○	○	○	自由	・2018年度以降に省エネ診断を受けた場合は提出。
添付13	パートナーシップ構築宣言の写し	○	○	-	○	自由	・パートナーシップ構築宣言を行う企業の場合は提出。
添付14	中長期計画書の写し	○	○	○	○	指定	
添付15	エネルギー集約型企業の計算書	○	○	-	○	指定	・該当する場合は、エネルギーコストと売上高を月ごとにまとめた一覧表を作成し、併せて計算の根拠資料を添付のこと。 ※エネルギーコストと売上高の集計期間は「添付6 エネルギー使用量実績の確証、燃料評価単価算出根拠」と合わせる。 ※計算は、企業の全社単位で行う。
添付16	ベンチマーク改善に資することが認められる資料	○	○	○	○	指定	・ベンチマークに該当する場合は、定期報告書を添付のこと。 (2020年度定期報告書の文案でも可)
添付17	地域経済牽引事業計画認定書の写し	○	○	-	○	指定	・該当する場合は、地域経済牽引事業計画の認定書の写しを添付のこと。
添付18	エネルギー転換事業であることの確証	○	○	-	○	指定	・該当する場合は、添付のこと。
添付19	補助事業の実施体制	○	○	○	○	指定	・共同申請の場合は、添付のこと。
添付20	対象設備に関するリース契約書案	○	○	○	○	指定/自由	・リースの場合は、添付のこと。
添付21	対象設備に関するリース料計算書	○	○	○	○	指定/自由	・リースの場合は、添付のこと。
添付22	ESCO契約書案	○	○	○	○	自由	・ESCOの場合は、添付のこと。
添付23	ESCO料金計算書	○	○	○	○	自由	・ESCOの場合は、添付のこと。
添付24	商業用ビル等の場合の証憑	○	○	○	○	自由	・申請者のエネルギー管理単位の下に、設備使用者である店子(A、B…)がいる場合は、申請者と店子(A、B…)との契約書等の写しを提出すること。
添付25	設備設置承諾書	○	○	○	○	指定	・申請者が店子(設置場所の所有者以外)の場合は、建築物の所有者の承諾書を添付のこと。
添付26	事業実施に関連する事項	○	○	○	○	指定	・該当する場合は、添付のこと。
添付27	代替燃料確保の確証	○	○	-	-	自由	・代替燃料を使用する場合は、添付のこと。
添付28	トップランナー機器の見積依頼仕様書案	-	○	-	-	自由	・トップランナー機器を導入する場合は、見積依頼仕様書(案)を添付のこと。 (トップランナー機器の基準値を満たす仕様となっていること)
添付29	トップランナー機器の確証	-	○	-	-	自由	・トップランナー機器を導入する場合は、証明できるエビデンス(表示ラベル記載カタログ、基準値記載カタログ)を添付し、該当ページに付箋を貼り、該当箇所にマーキングすること。
添付30	設備の製品カタログ	-	-	○	-	自由	・SIIに登録されていない型番を申請する場合は、見積を取得した設備メーカーの製品カタログ、又はメーカー発行の仕様書を添付し、基準値を満たしている事が確認できる該当ページに付箋を貼り、マーキングすること。
添付31	年度またぎ事業となる事由及びその確証	○	○	○	○	自由	・年度またぎ事業を実施する事由を明確に記載すること。 その事由を裏付ける証憑類も添付のこと。
添付32	原単位改善計画	○	○	-	-	自由	・原単位改善率の申請要件で申請する場合は、要件を満たすことを示す資料を添付のこと。
添付33	連携省エネルギー計画認定申請書の写し	○	○	-	-	自由	・連携事業の場合は、添付のこと。

7. 交付申請～採択

◇ ファイルリングの参考例



【ファイルの作成方法】

指定ファイル:A4判・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用

- 申請書類はA4判のファイル(2穴タイプ、ハードタイプ)で綴じ、表紙には以下の項目を記入すること。

- ① 事業名称
- ② 事業者名

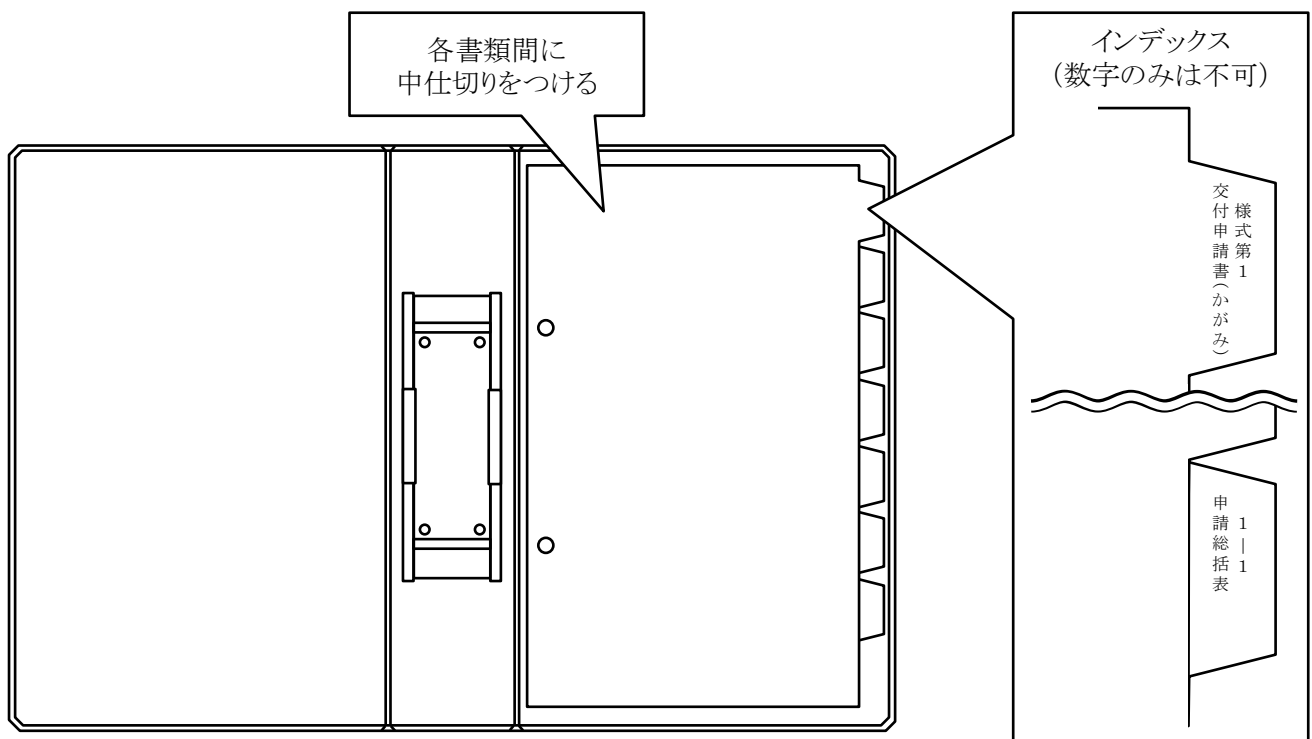
背表紙には以下の項目を記入すること。

- ① 事業名称
- ② 事業者名

- ファイルは、中身の書類に応じた厚さにすること。
- 全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること(クリアフォルダには入れない。)。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。
- 袋とじは不可。
- 書類のホチキス留めは不可。
- 提出書類は片面印刷とすること。
- 申請者は提出書類全ての写しをとって控え書類を作成して保管し、保管書類をもってSIIからの問い合わせ等に対応できるようにすること。**

【ファイリングの方法】

- 各書類の最初には、「7-4. 提出書類一覧(1)～(3)」に示す提出書類の名称を記載したインデックスつきの中仕切りを挿入すること(書類自体にはインデックスをつけない。)
- ファイルラベル・インデックスを使用する場合、A4用紙などに貼りつけて使用すること。



7. 交付申請～採択

7-5. 書類提出先と締切日

補助事業ポータルでの事業内容の入力が完了し、申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式を2021年6月30日(水)17時までに提出(必着)すること。

- ※ SIIは、提出書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持する。
- ※ 補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認められない。必ず提出書類一式を郵送すること。
- ※ 申請書類は、配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送すること(直接持ち込みは不可)。申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。
- ※ 郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。
- ※ 申請書類は返却しないため、必ず提出書類全ての写しを控えておくこと。
- ※ 申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。なお、交付申請書(副本)、契約書原本が含まれ、返送を希望する場合の送料については、申請者又は手続担当者(該当する事業のみ)の負担で返送する。

《書類提出先》

〒115-8691

赤羽郵便局私書箱45号

一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部

「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」

交付申請書在中

※ 上記をカラーコピーし、宛先として使用しても可。

※ 郵送時は、必ず赤字で「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」交付申請書在中と記入のこと。

《お問い合わせ先》

一般社団法人環境共創イニシアチブ

「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の申請に関する
お問い合わせ窓口

(A) 先進事業

TEL:03-5565-3840

(B) オーダーメイド型事業

TEL:03-5565-4463

(D) エネマネ事業

(C) 指定設備導入事業

TEL:0570-055-122

※ IP電話からのお問い合わせ(C)

TEL:042-303-4185



事業ページQRコード

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

お問い合わせフォーム: <https://sii.or.jp/inquiry/cutback03/input>

7. 交付申請～採択

7-6. 交付決定前の変更等

申請を行った後、交付決定を受ける前に、以下の変更が生じた場合は、必ずSIIへ変更届等を提出すること。変更が生じた場合は、変更届等を提出する前に予めSIIに問い合わせて指示を受けること。

変更する内容	書類の名称	手続き
①代表者が変わるとき	代表者変更届	所定書類の提出
②事業者名が変わるとき	申請者変更届	
③住所が変わるとき	住所変更届	

7-7. 審査

SIIは、補助事業の内容等について以下の項目に従って審査を行う(必要に応じて申請者へのヒアリングを実施)。SII内に設置した有識者で構成される外部審査委員会による評価を踏まえ、総合的な評価を行い、採択事業者を決定する。

① 審査項目

- ・ 補助対象事業者及び補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり、事業遂行の確実性、事業の継続性が十分であると見込まれること。
- ・ 補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。

② 評価項目

- ・ 計画省エネルギー量
- ・ 計画省エネルギー率
- ・ 経費当たり計画省エネルギー量(補助対象経費1千万円当たりの計画省エネルギー量)

以下項目に該当する場合には評価を行う。

- ・ 中小企業等経営強化法第17条第1項に基づき認定(第18条第1項に基づく変更の認定を含む。)を受けた「経営力向上計画」に記載された事業
- ・ 年間エネルギー使用量が1,500kl未満の事業所であって「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)(みなし大企業を含む)」以外の者が実施する、中長期計画書の実効性を高めるための省エネルギー事業
※ 事業区分(C)単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- ・ 売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企業の省エネルギー事業
※ 事業区分(C)単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- ・ ベンチマーク改善に資することが認められる事業 (⇒詳細は15ページ参照)
※ 企業体が大企業の場合は除く。

7. 交付申請～採択

- ・ 省エネ法定定期報告書(2019・2020年度提出分)に基づく事業者クラス分け評価制度において、2年連続で優良事業者(Sクラス)を取得した者が取り組む省エネルギー事業
※ 事業区分(C) 単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- ・ 地域未来投資促進法の規定に基づき、承認された地域経済牽引事業計画に記載された地域経済牽引事業を行う実施場所における省エネルギー事業 (⇒詳細は70ページ参照)
※ 事業区分(C) 単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- ・ エネルギー転換を行うことで、省エネルギーに寄与する事業
※ 事業区分(C) 単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- ・ 先進性の高い省エネルギー技術・取組
※ 事業区分(C) 単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- ・ 中小企業者等の省エネルギー事業
- ・ 公益財団法人全国中小企業振興機関協会の『パートナーシップ構築宣言』登録企業の省エネルギー事業(パートナーシップ構築宣言については71ページを参照のこと)
※ 事業区分(C) 単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- ・ 2018年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業
※ 以下のいずれかの事業における省エネルギー診断を受診した事業所の場合を評価対象とする。
 - 「無料省エネ診断等事業及び診断結果等情報提供事業」
 - 「エネルギー利用最適化診断事業及び情報提供事業」
 - 「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」
 - 「地域プラットフォーム構築事業」
 - 「平成29年度補正予算省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業」
- ・ 特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者における令和3年定期報告書(令和2年度実績)について、資源エネルギー庁のホームページよりダウンロードした定期報告書作成支援ツールから出力されるxml形式のファイルにて、令和3年8月2日までに「省エネ法・温対法電子報告システム」又は「e-Gov」を通じて所管の経済産業局へ提出した者
※ 事業区分(C) 単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- ・ 複数事業者間の連携による省エネルギー事業
※ 事業区分(C) 単独で申請の省エネルギー事業は除く。

③ 採択方法

採択事業者の決定に当たっては、事業区分毎に評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行う。

事業区分毎の予算額については、申請状況等を考慮した上で、決定する。

なお、交付申請額の合計額が予算額を超える場合は、公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがある。

7. 交付申請～採択

④ 留意事項

- ・ 提出書類に不備・不足等がある場合、SIIから不備・不足について連絡を行う。連絡を受けた申請者は、速やかに当該不備・不足を解消すること。
- ・ 当該不備等が解消されない場合、審査の対象外とすることがある。
- ・ 交付決定前に既に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は対象外となるため、設備等の契約・発注は必ず交付決定後に行うこと。

補足1 地域経済牽引事業

本事業では、地域未来投資促進法に基づき、事業者が策定し、都道府県知事に承認された地域経済牽引事業計画について、当該計画に記載された地域経済牽引事業を行う主な実施場所において行う省エネルギー設備の導入について、地域経済牽引事業を行う主な実施場所における省エネルギー事業として扱う。

<参考>地域経済牽引事業計画について

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。地方公共団体が策定した基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業※計画を、都道府県知事が承認する。また、国は、地方公共団体とともに地域経済牽引事業者を支援する。

詳細については、以下ホームページを参照すること。

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

※地域経済牽引事業の定義(要点)

- ① 地域の特性を活かす
- ② 高い付加価値を創出
- ③ 地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業

【法律(地域未来投資促進法)や制度全体に関する問い合わせ先】

<経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 地域未来投資促進室>
TEL:03-3501-1587

7. 交付申請～採択

補足2 パートナーシップ構築宣言を公表している企業

自社(又はグループ会社)として策定した「パートナーシップ構築宣言」の写しの提出があり、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表していることが確認された企業を、パートナーシップ構築宣言を公表している企業とみなす。

＜参考＞パートナーシップ構築宣言について

「パートナーシップ構築宣言」は、取引先との共存共栄の取組や「取引条件のしわ寄せ」防止について、企業の代表者の名前で宣言するもの。

2020年5月に、経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣(内閣府特命担当大臣(経済財政担当)、経済産業大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」が開催され、そこでの議論を踏まえて宣言の仕組みが構築された。

ポータルサイトにおける宣言の公表手続き等の詳細については、以下ホームページを参照すること。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

【パートナーシップ構築宣言に関する問い合わせ先】

＜経済産業省 中小企業庁 事業環境部企画課＞

TEL:03-3501-1765

7. 交付申請～採択

7－8. 交付決定

SIIは採択事業者に対し、交付決定通知書をもって、補助金の交付決定について通知する。(個別の問い合わせには応じられないので予め了承のこと。)

交付決定を通知する際に、必要な手続きを記載した事務取扱説明書を案内する。交付決定後は、その説明書に従って事業を実施すること。

7－9. 公表

交付決定後、採択結果については事業者名、エネマネ事業者名、事業概要、補助金交付決定額等をSIIのホームページ等に掲載(個人又は個人事業主を除く。)する。但し、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。

gBizINFO(ジービズインフォ)

交付決定等の内容は、国のジービズインフォにおいてオープンデータとして原則公開される。

(法人番号のない者(個人事業主)を除く。)

ジービズインフォ:<https://info.gbiz.go.jp/>

8. 事業の実施

8. 事業の実施

8-1. 補助事業の開始

- 補助事業に係る契約・発注等は交付決定後に行うこと。
(交付決定前に既に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象とはならない。)
- ※ 交付決定前に既存設備の事前撤去を行わざるを得ない場合は、公募開始前の撤去ではないことの証明として、申請書番号と撮影日を記載したA3用紙と既存設備が写った写真及び撮影位置を記載した図面等を必ず用意しておくこと。
- 補助事業者は、事業の実施に当たって、3者以上の見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を選定すること。競争入札等によることが困難又は不適当である場合(導入設備が(特許技術を含む等の)特別仕様であり、販売会社が1者しか存在しない場合など)を除き、原則3者以上の競争により決定すること。
- ※ 3者以上の見積依頼・競争入札については、公募要領の公開日以降の発行日であれば、交付決定前の実施も有効とする。
- ※ 原則、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと(仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。)。但し、(a)先進設備・システムは除く。
- ※ 見積依頼先に同一資本関係にある法人(関係会社等)が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得すること。
- ※ (c) 指定設備については、交付申請前に見積依頼が実施済みとなる。その留意点は46ページを参照のこと。

8-2. 交付決定後の計画変更等

- 補助事業の内容を変更しようとする場合には、予めSIIの変更承認を得ること。
- 計画変更等についてSIIの承認を得ることなく、当初の事業内容と異なる事業を行っていた場合、補助金の支払いが認められない場合がある。
- 補助事業者は、補助事業の実施中に事業内容や計画を変更しようとする場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うこと。また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIへ報告を行うこと。
- 補助事業の目的に沿わない変更等については、承認されない場合があるため、留意すること。

変更する内容	手続書類の名称	備考
① 補助事業の内容を変更したいとき	補助事業計画変更承認申請書	補助対象設備の仕様、数量、金額等を変更しようとするとき
② 事業完了が遅れると見込まれるとき	補助事業事故報告書	速やかにSIIへ報告すること
③ 代表者が変わるとき	代表者変更届	速やかにSIIへ報告すること
④ 事業者名が変わるとき	補助事業者名変更届	
⑤ 住所が変わるとき	住所変更届	

8. 事業の実施

8-3. 中間報告

補助事業者は、SIIが別に定める期日までに、以下の手続きを行うこと。

① 着工前写真の提出

補助事業者は、既存設備写真等の書類一式を「一般社団法人環境共創イニシアチブ」宛てに郵送すること(郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。)

② 補助金振込口座の登録

補助事業者は、補助事業ポータル上で補助金振込口座の登録を行うこと。

※ 補助事業ポータルへの登録に当たっては、正確な情報を入力するよう留意すること。

8-4. 中間検査

SIIは、必要に応じて事業期間中に現地調査を含む中間検査を行うことがある。

8-5. 実績報告及び補助金の確定

① 補助事業の完了

- 補助事業者が、導入された省エネルギー設備等を検収の上、調達先等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とする。

(複数年事業は当該年度の支払いが完了した日。)

- 補助事業者は、原則2022年1月31日(月)までに補助事業を完了させること。
- 支払い条件は、検収翌月までに金融機関による振込とすること(割賦払いや手形払い等は不可)。

※ 新型コロナウイルスの影響により納品が遅れる等、事業完了の遅延が見込まれる場合には、速やかにSIIに報告すること。その場合は協議の上、必要な手続きを行うものとする。

※ 年度またぎ事業の事業完了日は26ページを参照。

② 実績報告及び補助金の確定

- 補助事業者は、事業完了日から30日以内又は2022年2月4日(金)のいずれか早い日までに、実績報告書及び補助事業の実施体制に関する資料をSIIに提出すること。
 - ※ エネマネ事業者又は設備販売事業者が手続きを担当する場合、補助事業者と情報共有し、両社が同じ認識のもと手続きを行うこと。
 - ※ 補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約(但し、税込み100万円以上の取引に限る。)をしている場合については、契約先の事業者名、住所、補助事業者との契約関係、契約金額及び契約内容を記述した資料を提出すること。
- SIIは、実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知する。
 - ※ 申請通りの省エネルギー量等が得られないことが明らかになった場合、補助金の支払いを行わない。実績報告時に行う省エネルギー量等の報告は、原則として1か月以上の実績データにより算出すること。
 - ※ 申請通りの設備が設置されていない場合、補助金の支払いを行わない。
 - ※ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を除いた額を補助対象経費の実績額とする。

8. 事業の実施

8-6. 精算払請求書及び補助金の支払い

- ・ 補助事業者は、SIIから確定通知書を受理した後、精算払請求書をSIIに提出する。
- ・ SIIは、補助事業者から精算払請求書を受理した後、補助事業者に補助金を交付する。

8-7. 取得財産等の管理

- ・ 補助事業者は、補助事業の完了後においても、本事業により取得した補助対象設備を、SIIが交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- ・ 取得財産等を処分制限期間内に処分しようとするときは、補助事業財産処分承認申請書を提出の上、予めSIIの承認を受けなければならない。その場合、補助金の返還が発生する場合がある。

8-8. 成果報告

補助事業者は、事業完了日からエネルギー使用量等のデータを取得し、成果報告として、翌年度4月～3月の省エネルギー実績を翌々年度5月末日までにSIIへ報告すること。

※ 成果報告時の省エネルギー量等の実績が、交付決定時の計画値に対して未達の場合や、データを取得していなかった場合は、支払い済みの補助金が返還となる場合がある。

※ エネマネ事業者が手続きを担当する場合、補助事業者と情報共有し、両社が同じ認識のもと手続きを行うこと。

エネマネ事業者は原則、補助事業完了後3年間、データ報告すること。

※ 交付申請時に原単位改善率の効果で交付決定を受けた場合は、原則、補助事業完了後5年間、生産量及び原単位改善率の報告を行うこと。

※ 導入した補助対象設備などに関する使用状況やその設備導入による事業効果等について、国又はSIIが調査を実施する場合、必ず協力すること。

8-9. 交付決定の取消し、罰則等

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・ 補助金適正化法第17条第2項の規定による交付決定の取消し。
- ・ 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ・ 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

9. 資料

9. 資料

【付録】原油換算係数表

➤ 原油換算係数表(1)

※ エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算すること。

※ 省エネルギー率、省エネルギー量、エネルギー消費原単位については、「エネルギー使用量の原油換算表」に基づいて算出すること。

⇒詳細はSIIホームページに掲載の「交付申請の手引き(A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業」を参照のこと。

【原油換算係数表(燃料)】

(省エネ法施行規則(令和元年12月13日公布改正)の第4条第1項) 発熱量10(GJ)＝原油換算量0.258(kl)		
燃料名・量		発熱量(GJ)
原油	1kl	38.2
原油のうちコンデンセート(NGL)	1kl	35.3
揮発油(ガソリン)	1kl	34.6
ナフサ	1kl	33.6
ジェット燃料油	1kl	36.7
灯油	1kl	36.7
軽油	1kl	37.7
A重油	1kl	39.1
B・C重油	1kl	41.9
石油アスファルト	1トン	40.9
石油コークス	1トン	29.9
液化石油ガス(LPG)	1トン	50.8
石油系炭化水素ガス	千m ³	44.9
液化天然ガス(LNG) (窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。)	1トン	54.6
その他可燃性天然ガス	千m ³	43.5
原料炭	1トン	29.0
一般炭	1トン	25.7
無煙炭	1トン	26.9
石炭コークス	1トン	29.4
コールタール	1トン	37.3
コークス炉ガス	千m ³	21.1
高炉ガス	千m ³	3.41
転炉ガス	千m ³	8.41
都市ガスの熱量については都市ガス会社に確認すること。		

【原油換算係数表(熱)】

(省エネ法施行規則(令和元年12月13日公布改正)の第4条第2項) 発熱量10(GJ)＝原油換算量0.258(kl)		
熱の種類・量		発熱量(GJ)
産業用蒸気	1GJ	1.02
産業用以外の蒸気	1GJ	1.36
温水	1GJ	1.36
冷水	1GJ	1.36

< 次ページに原油換算係数表(電気) >

【付録】原油換算係数表

➤ 原油換算係数表(2)

【原油換算係数表(電気)】

(省エネ法施行規則(令和元年12月13日公布改正)の第4条第3項) 発熱量10(GJ)＝原油換算量0.258(kl)		
電気の量		発熱量(GJ)
一般送配電事業者からの昼間買電	1千kWh	9.97
一般送配電事業者からの夜間買電	1千kWh	9.28
上記以外の買電	1千kWh	9.76

別表1 指定設備の設備種別毎に 定める定額補助金額

別表1

指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額

ユーティリティ設備

①高効率空調

種別	性能区分	冷房能力当たりの 補助金額 (円/kW)
1-1.電気式 パッケージエアコン (業務用エアコン)	店舗用 (複数組み合わせ形のものと及び下記以外のもの)	11,000
	ビル用 (マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの) ※「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。	15,000
	設備用 (室内機が床置きでダクト接続形のものと及びこれに類するもの) ※「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。	18,000
1-2.ガスヒートポンプ エアコン	－	16,000
1-3.チリングユニット	空冷式	8,000
	水冷式	
1-4.吸収式冷凍機	吸収冷凍機	10,000
	吸収冷温水機	
	廃熱投入型吸収冷凍機(ジェネリンク)	12,000
	廃熱投入型吸収冷温水機(ジェネリンク)	
1-5.ターボ冷凍機	－	8,000

別表1

指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額

②産業ヒートポンプ

種別			加熱能力※当たりの 補助金額 (円/kW)
2-1.空冷ヒートポンプチラー			21,000
2-2.循環加温式ヒートポンプ			21,000
2-3.温水ヒートポンプ	循環式	温水最高出口温度:65℃未満	16,000
		温水最高出口温度:65℃以上75℃未満	19,000
		温水最高出口温度:75℃以上	28,000
	一過式		26,000
2-4.熱風ヒートポンプ			33,000
2-5.蒸気発生ヒートポンプ			35,000
2-6.施設園芸用ヒートポンプ		空冷式(直膨式に限る)	22,000

＜備考＞
※ 加熱能力は、99～102ページに記載する基準表の測定条件下の値とする。

③業務用給湯器

種別	加熱能力	加熱能力当たりの 補助金額 (円/kW)
3-1.業務用ヒートポンプ給湯器	20kW以下	21,000
	20kW超	34,000
3-2.潜熱回収型給湯器(ガス・石油)		1,300

別表1

指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額

④高性能ボイラ

種別	種類	性能区分	蒸発量当たりの 補助金額 (円/[10kg/h])
4-1.蒸気ボイラ	貫流ボイラ	ガス焚(13A・LNG・LPG) ※熱源が電気のものを含む	12,000
		油焚(A重油・灯油)	10,000
	炉筒煙管ボイラ	－	30,000
	水管ボイラ	－	13,000

種別	種類	性能区分	出力当たりの 補助金額 (円/kW)
4-2.温水ボイラ	－	ガス焚(13A・LNG・LPG) 油焚(A重油・灯油)	3,000

⑤高効率コージェネレーション

種別	性能区分	発電出力当たりの 補助金額 (円/kW)
	方式	
5-1.高効率コージェネレーション	ガスエンジン式	110,000
	燃料電池式	300,000

9. 資料

別表1 指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額

⑥低炭素工業炉

種別	設備能力※当たりの 補助金額 (円/kW)
6-1.燃焼式	10,000
6-2.抵抗加熱式	17,000
6-3.誘導加熱式	

<備考>

※ 設備能力

6-1.燃焼式:「設備能力」(kW)は、炉に設置する「バーナ定格燃焼量」の合計をいう。

6-2.抵抗加熱式及び6-3.誘導加熱式:「設備能力」(kW)は、「定格電力」又は「定格出力」で、通常運転において炉に投入できる最大の電力をいう。受電部から炉に至るまでの各機器及び配線の損失は含まれない。(例:抵抗炉の場合は炉に設置するヒーター容量の合計)

⑦変圧器

種別	定格容量当たりの 補助金額 (円/kVA)
7-1.油入変圧器 ※ 絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。	2,000
7-2.モールド変圧器 ※ 樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。	3,000

別表1

指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額

⑧冷凍冷蔵設備

種別	性能区分		1台当たりの 補助金額 (円/台)
8-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫	縦型	130,000
		横型	100,000
	冷凍冷蔵庫	縦型	200,000
		横型	130,000
8-2.電気冷凍庫	冷凍庫	縦型	160,000
		横型	140,000

種別	性能区分			有効内容積当たりの 補助金額 (円/L)
	外気の遮断	形状	温度帯	
8-3.冷凍機内蔵型 ショーケース	クローズドタイプ	箱形	冷蔵	200
		四面・五面ガラス式		
		リーチイン (冷凍機が下置きのもの)	冷蔵	300
			冷凍	
	オープンタイプ	ガラスストップ式	冷凍	200
		多段形 (天井吹出形) (薄形)	冷蔵	
		平形 (片面)	冷蔵	500
			冷凍	

種別	呼称出力当たりの 補助金額 (円/kW)
8-4.コンデンシングユニット	100,000
8-5.冷凍冷蔵ユニット	100,000

別表1

指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額

⑨産業用モータ

種別	モータ出力当たりの 補助金額 (円／kW)
9-1.モータ単体	12,000
9-2.ポンプ	
9-3.送風機	

種別	性能区分	モータ出力当たりの 補助金額 (円／kW)
9-4.圧縮機	給油式	25,000
	無給油式	40,000

⑩調光制御設備

種別	照明器具1台当たりの 定額補助金額 (円/台)
10-1.無線式調光制御設備	3,500
10-2.有線式調光制御設備	2,500
10-3.人感・明るさセンサ付調光制御設備	

別表1

指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額

生産設備

⑪ 工作機械

種別	主軸モータ定格出力当たりの 補助金額 (円/kW)
11-1.旋盤(ターニングセンタ含む)	300,000

種別	平均テーブルサイズ当たりの 補助金額 (円/千mm ²)
11-2.マシニングセンタ	5,000

種別	レーザ定格出力当たりの 補助金額 (円/kW)
11-3.レーザ加工機	6,000,000

種別	平均テーブルサイズ当たりの 補助金額 (円/千mm ²)
11-4.フライス盤	5,000

種別	といし最大回転速度当たりの 補助金額 (円/min ⁻¹)
11-5.研削盤	500

9. 資料

別表1 指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額

⑫ プラスチック加工機械

種別	型締力当たりの 補助金額 (円/kN)
12-1.射出成形機	2,000

⑬ プレス機械

種別	性能区分	能力当たりの 補助金額 (円/kN)
13-1.サーボプレス	Cフレーム型/門型	4,000
	スクリー型	3,000
13-2.プレスブレーキ	単体型	5,000
	金型交換一体型※1 ロボット一体型※1	10,000
	パネルベンダータイプ※2	14,000
13-3.パンチプレス	パンチプレス単体	54,000
	レーザ複合型	126,000

<備考>

※1「一体型」の定義は、次による。

- 1.プレスブレーキにおいて複数の金型を自動で交換し、既定の位置に自動でセットされる装置と一体化したもの。
- 2.プレスブレーキに連動するロボットを組み合わせ、素材の保持、位置決め、曲げ追従、製品の取り出しなどをロボットが自動で行うもの。
- 3.上記1.及び2.を装備したもの。

※2「パネルベンダータイプ」の定義は、次による。

- ・ 押さえ金型でシートを固定し、曲げ加工をするパネルの自動折り曲げ専用機械。

別表1 指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額

⑭ 印刷機械

種別	印刷版 区分	印刷 方式	印刷方式・用途 (詳細区分)	印刷対象サイズ ※1	その他の条件 (色数、胴数)	省エネ設備の 目安となる下限性能 (生産性)	比較に用いた 能力※2	カテ ゴリー 番号	1台当たりの 補助金額 (円/台)	
14-1. 印刷機 (有版)	オフセット	輪転機	商業輪転機 (サイズは最大巻取 (紙/基材)幅)	36 $\frac{1}{2}$ 以下	－	400m/min以上	・巻取(紙/基材) ・幅 ・生産性	1	63,000,000	
				36 $\frac{1}{2}$ 超	－	312m/min以上		2	76,000,000	
			BF輪転機 (サイズは最大巻取 (紙/基材)幅)	18 $\frac{1}{2}$ 以下	～4色	150m/min以上	・紙幅 ・色数 ・生産性	3	14,000,000	
					5色～7色			4	25,500,000	
					8色～			5	29,500,000	
				18インチ超	～4色			6	16,580,000	
					5色～7色			7	29,015,000	
					8色～			8	33,160,000	
			シールラベル印刷 輪転機 (サイズは最大巻取 (紙/基材)幅)	10 $\frac{1}{2}$ 以下	～4色	120shot/min以上		9	3,850,000	
					5色～7色			10	4,680,000	
				10 $\frac{1}{2}$ 超	8色～	200shot/min以上 180shot/min以上		11	7,020,000	
					～4色			12	12,583,000	
					5色～7色			13	13,594,000	
					8色～			14	17,556,000	
		枚葉 印刷機	(サイズは最大用紙 (紙/基材)サイズ)	～菊四裁	～2胴	11,000枚/h以上		・用紙サイズ ・胴数 ・生産性	15	9,000,000
					4胴～				16	10,000,000
				菊半(A半)	～2胴	13,000枚/h以上(片面)	17		23,833,000	
					3～4胴	13,000枚/h以上			18	32,333,000
				菊全(A全)	5胴以上				19	40,000,000
					～2胴	13,000枚/h以上			20	35,950,000
					4胴～6胴				21	52,300,000
				7胴～	22				96,000,000	
				四六全(A倍)～	～3胴	13,000枚/h以上	23		26,000,000	
					4胴～6	12,000枚/h以上	24		68,000,000	
					7胴～	13,000枚/h以上	25		100,000,000	
	シート 印刷機	フレキシフォルダー グルアー (サイズはシリンダー 円周)	45 $\frac{1}{2}$ 以下		－	350枚/分以上	・シリンダー円周 ・生産性	26	15,000,000	
				45 $\frac{1}{2}$ 超～60 $\frac{1}{2}$ 以下	－	300枚/分以上		27	22,500,000	
				60 $\frac{1}{2}$ 超	－			28	30,000,000	
			フレキシロータリー ダイカッター (サイズはシリンダー 円周)	45 $\frac{1}{2}$ 以下	－	200枚/分以上		29	5,000,000	
				45 $\frac{1}{2}$ 超～60 $\frac{1}{2}$ 以下	－	150枚/分以上		30	7,500,000	
				60 $\frac{1}{2}$ 超	－	90枚/分以上		31	5,000,000	
			フレキシプリンター (サイズはシリンダー 円周)	45 $\frac{1}{2}$ 以下	－	350枚/分以上		32	5,000,000	
				45 $\frac{1}{2}$ 超～60 $\frac{1}{2}$ 以下	－	250枚/分以上		33	5,000,000	
				60 $\frac{1}{2}$ 超	－	120枚/分以上		34	5,000,000	
		凸版 (フレキシ/ 樹脂凸版)	フレキシ輪転機 (サイズは最大巻取 (紙/基材)幅)	600mm以下	～6色	100m/m以上	・巻取(紙/基材) ・幅 ・色数 ・生産性	35	25,000,000	
					7色～10色	120m/m以上		36	40,000,000	
					11色～			37	55,000,000	
				600mm超	～6色	100m/m以上		38	14,000,000	
					7色～	300m/m以上		39	55,000,000	
	～4色				100m/m以上			40	10,950,000	
	輪転機		シールラベル印刷 機(連続) (サイズは最大巻取 (紙/基材)幅)	10 $\frac{1}{2}$ 以下				5色～7色	41	17,386,500
								8色～	42	25,460,000
					～4色	100m/m以上		43	11,250,000	
				10 $\frac{1}{2}$ 超	5色～7色			44	15,300,000	
					8色～			45	21,450,000	
			シールラベル印刷 機(間欠) (サイズは最大巻取 (紙/基材)幅)	10 $\frac{1}{2}$ 以下	～4色	150shot/m以上		46	8,000,000	
					5色～	200shot/m以上		47	12,000,000	
				10 $\frac{1}{2}$ 超	～4色	210shot/m以上		48	10,000,000	
					5色～	200shot/m以上		49	15,000,000	

<備考>

- ※1 印刷サイズ、ガイドロールサイズ、紙幅、基材幅
- ※2 用紙サイズ、印刷サイズ、ガイドロールサイズ、紙幅、基材幅(mm・ $\frac{1}{2}$)、給紙機台数、胴数、色数

別表1 指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額

⑭ 印刷機械

種別	印刷版 区分	印刷 方式	印刷方式・用途 (詳細区分)	印刷対象サイズ ※1	その他の条件 (色数、胴数)	省エネ設備の 目安となる下限性能 (生産性)	比較に用いた 能力※2	カテ ゴリー 番号	1台当たりの 補助金額 (円/台)
14-1. 印刷機 (有版)	凹版 (グラビア)	グラビア 輪転機	ストレートタイプ (サイズはガイド ロール巾)	1,000mm以下	～6色	150m/min以上	・ガイドロール ・巾 ・色数 ・生産性	50	17,000,000
					7色～10色			51	24,667,000
					11色～			52	30,333,000
				1,000mm超～ 1,300mm以下	～6色			53	17,333,000
					7色～10色			54	25,000,000
					11色～			55	30,667,000
				1,300mm超～ 1,500mm以下	～6色	200m/min以上		56	15,000,000
					7色～10色			57	22,500,000
					11色～			58	25,500,000
				1,500mm超	～6色			59	18,500,000
					7色～10色			60	29,000,000
					11色～			61	32,500,000
			振分けタイプ (サイズはガイド ロール巾)	1,000mm以下	～6色	150m/min以上		62	18,000,000
					7色～10色			63	25,666,000
					11色～			64	31,333,000
				1,000mm超～ 1,300mm以下	～6色			65	18,334,000
					7色～10色			66	26,000,000
					11色～			67	31,667,000
				1,300mm超～ 1,500mm以下	～6色	200m/min以上		68	18,000,000
					7色～10色			69	27,000,000
					11色～			70	29,750,000
				1,500mm超	～6色			71	21,500,000
					7色～10色			72	30,500,000
					11色～			73	34,000,000
	シルク スクリーン	シルク 印刷機	(サイズは最大印 刷幅)	300mm超～ 800mm以下	－	1,000枚/時以上	・印刷幅 ・生産性	74	8,000,000
				800mm超～ 1,100mm以下	－	2,000枚/時以上		75	11,000,000
14-2. デジタル 枚葉 印刷機	デジタル	枚葉式	枚葉印刷機 (サイズは最大(用 紙/基材)サイズ)	B2以上B1未満	－	3,000枚/時以上(片面)	・用紙サイズ ・生産性	76	23,887,000
				B1以上B0未満	－	6,000枚/時以上(片面)		77	100,000,000
14-3. 連帳 デジタル 印刷機	デジタル	連帳式 (ロール式)	連帳印刷機 (モノクロ専用機: 紙メディア) (サイズは最大 巻取紙幅)	380mm超～ 550mm以下	－	120m/min以上	・巻取紙幅 ・生産性	78	30,000,000
				380mm以下	－	19m/min以上		79	24,343,000
			連帳印刷機 (カラー機: 紙メディア) (サイズは最大 巻取紙幅)	380mm超～ 550mm以下	最高速 50m/min以下	20m/min以上	・巻取紙幅 ・生産性	80	40,000,000
				380mm超～ 550mm以下	最高速 50m/min超	60m/min以上		81	50,000,000
				550超mm～ 1,000mm以下	－	300/min以上		82	50,000,000
				連帳印刷機 (シール・ラベル・ 軟包装等、紙メ ディア以外) (サイズは最大 巻取基材幅)	380mm以下	－	7m/min以上	・巻取基材幅 ・生産性	83
			380mm超～ 600mm以下		－	50m/min以上	84		52,875,000
			600mm超～ 1,000mm以下		－	27m/min以上	85		100,000,000

<備考>

- ※1 印刷サイズ、ガイドロールサイズ、紙幅、基材幅
- ※2 用紙サイズ、印刷サイズ、ガイドロールサイズ、紙幅、基材幅(mm・ $\frac{1}{4}$ 〃)、給紙機台数、胴数、色数

別表1

指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額

⑮ ダイカストマシン

種別	性能区分	型締力当たりの 補助金額 (円/kN)
15-1.コールドチャンバー	サーボ油圧ポンプ	1,000
	電動稼働式	3,000
15-2.ホットチャンバー	サーボ油圧ポンプ	8,000
	電動稼働式	

別表2 指定設備の設備区分と 設備区分毎に定める基準表

別表2 指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

以下の設備区分毎の補助対象となる設備の範囲及び基準値は、下表の通りとする。

▶【ユーティリティ設備】

- ①高効率空調 ②産業ヒートポンプ ③業務用給湯器 ④高性能ボイラ
- ⑤高効率コージェネレーション ⑥低炭素工業炉 ⑦変圧器 ⑧冷凍冷蔵設備
- ⑨産業用モータ ⑩調光制御設備

▶【生産設備】

- ⑪工作機械 ⑫プラスチック加工機械 ⑬プレス機械 ⑭印刷機械 ⑮ダイカストマシン

※ 下表の「対象範囲」の記載にかかわらず、SIIが過剰と判断した装備品は認められない場合がある。

ユーティリティ設備

①高効率空調

▶ 対象範囲

種別	対象範囲
1-1.電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	室外機、室内機、リモコン(集中リモコン含む)、パネル
1-2.ガスヒートポンプエアコン ※1	室外機、室内機、リモコン、パネル
1-3.チリングユニット	チリングユニット本体(水循環ポンプ、水用ストレーナ、水用逆止弁、リモコン (延長コード等含む)等を含む)
1-4.吸収式冷凍機	吸収式冷凍機本体
1-5.ターボ冷凍機	ターボ冷凍機本体

※1 GHPチラーは水熱交換ユニットを含めて本体とし、対象範囲はGHP及びチリングユニットに準じて適用する。

※ 基準値については次ページを参照。

9. 資料

別表2 指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➤ 対象設備の基準値(1/3)

種別	性能区分		定格冷房能力 (kW)	〈参考〉 能力クラス	基準値
					APF 2006
1-1.電気式 パッケージエアコン (業務用エアコン)	店舗用 (複数組み合わせ 形のものと及び下 記以外のもの)	4方向カセット形	3.6	40形	6.3以上
			4.0	45形	6.2以上
			4.5	50形	6.2以上
			5.0	56形	6.1以上
			5.6	63形	6.1以上
			7.1	80形	6.0以上
			10.0	112形	6.3以上
			12.5	140形	6.0以上
			14.0	160形	5.8以上
			20.0	224形	5.4以上
			25.0	280形	5.0以上
		4方向カセット形 以外	3.6	40形	5.4以上
			4.0	45形	5.2以上
			4.5	50形	5.2以上
			5.0	56形	5.1以上
			5.6	63形	5.1以上
			7.1	80形	5.0以上
			10.0	112形	5.4以上
			12.5	140形	5.0以上
			14.0	160形	4.9以上
			20.0	224形	4.5以上
			25.0	280形	4.2以上
	ビル用 (マルチタイプのもので室内機の運転を個別制 御するもの) ※「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以 上の室内機を接続するものをいう。		8.0	80形	6.0以上
			10.0	100形	6.0以上
			11.2	112形	5.8以上
			14.0	140形	5.5以上
			16.0	160形	5.2以上
			20.0	200形	6.0以上
			22.4	224形	5.8以上
			25.0	250形	5.6以上
			28.0	280形	5.4以上
			30.0	300形	5.2以上
			33.5	335形	5.0以上
			40.0	400形	5.0以上
			45.0	450形	4.8以上
			50.0	500形	4.6以上
			50.4	504形	4.5以上
	設備用 (室内機が床置きでダクト接続形のものと及 びこれに類するもの) ※「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口に ダクトを接続するものをいう。	直吹き形	20.0	224形	5.0以上
			25.0	280形	5.0以上
		ダクト形	20.0	224形	4.8以上
			25.0	280形	4.8以上

＜備考＞

- 寒冷地仕様については、性能区分毎の基準エネルギー消費効率に係数(店舗用・ビル用・設備用:0.9)を乗じた数値を満たしていれば、補助対象とする。
- ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
- ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。
- 各性能区分の定格冷房能力において、最小の能力未満の設備については、最小の能力における基準値を満たすこと。最大の能力を超える設備については対象外とする。なお、室外機を連結して導入する場合は、連結前の室外機がそれぞれ基準値を満たしていれば、補助対象とする。
- 区分間の定格冷房能力を有する設備については、その下の能力における基準値を満たすこと。
例)ビル用 定格冷房能力18.0kWの設備→16.0kWの基準値(5.2)を満たすこと

■その他の注意事項

- その他、詳細はトップランナー制度「エアコンディショナー 目標年度が2015年度以降の各年度のもの【業務用】」に準ずる。
- 水冷式は、トップランナー基準がないため補助対象外とする。
- 店舗用の床置き形は、「店舗用・4方向カセット形以外」の基準を満たすこと。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➤ 対象設備の基準値 (2/3)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
		APFp
1-2.ガスヒートポンプエアコン	冷房能力が7.1kW超 28kW未満	1.19 以上
	冷房能力が28kW以上 35.5kW未満	1.32 以上
	冷房能力が35.5kW以上 45kW未満	1.46 以上
	冷房能力が45kW以上 56kW未満	1.70 以上
	冷房能力が56kW以上 71kW未満	1.80 以上
	冷房能力が71kW以上 85kW未満	1.70 以上
	冷房能力が85kW以上	1.75 以上

＜備考＞

1. 期間成績係数 (APFp) については、JIS B 8627に規定する方法により算出するものとする。
2. ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
3. ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。
4. GHPチラーとして導入する場合は、定格冷房能力を定格ガス消費量 (高位発熱量基準) で除して得た数値が1.0以上のものに限る。

- その他の注意事項
- APFp2015の製品カタログ記載値が基準を満たすこと (GHPチラーを除く)。
 - 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

種別	性能区分	基準値
1-3.チリングユニット	空冷式 ※1	3.0 以上 ※1
	水冷式 ※2	3.8 以上 ※2

＜備考＞

※1 冷水又は冷温水を供給する空冷式のチリングユニット (電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。) のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。

※2 冷水を供給する水冷式のチリングユニット (電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。) のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.8以上のものに限る。

- その他の注意事項
- 空調以外の目的 (産業プロセスにおける冷却用途) で使用する場合も、空調の温度条件 (JIS B 8613:2019) で計算した性能値が基準を満たすこと。
 - 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。
 - 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➤ 対象設備の基準値(3／3)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
1-4.吸収式冷凍機	吸収冷凍機	1.38以上 ※1
	吸収冷温水機	1.21以上 ※2
	廃熱投入型吸収冷凍機(ジェネリンク)	1.38以上 ※3
	廃熱投入型吸収冷温水機(ジェネリンク)	1.21以上 ※4

<備考>

※1 空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率(JIS B 8622に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.38以上のものに限る。

※2 空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、冷房時の定格消費熱電効率が1.21以上のものに限る。

※3 冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するもののうち、定格消費熱電効率が1.38以上のものに限る。

※4 冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するもののうち、冷房時の定格消費熱電効率が1.21以上のものに限る。

(定格消費熱電効率：JIS B 8622で成績係数(COP)として記載されているもののことである)

- その他の注意事項
- ・ 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準を満たすこと。
 - ・ 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。
 - ・ 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

種別	基準値
1-5.ターボ冷凍機	IPLV 7.0以上 ※

<備考>

※ 空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、期間成績係数(JIS B 8621に基づいて算出された数値をいう。)が7.0以上のものに限る。

- その他の注意事項
- ・ 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を超えること。
 - ・ 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。
 - ・ 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

別表2 指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

②産業ヒートポンプ

対象範囲

種別	対象範囲
2-1.空冷ヒートポンプチラー(温水利用)	産業ヒートポンプ本体
2-2.循環加温式ヒートポンプ	
2-3.温水ヒートポンプ(熱回収・水熱源)	
2-4.熱風ヒートポンプ	
2-5.蒸気発生ヒートポンプ	
2-6.施設園芸用ヒートポンプ	室外機、室内機、リモコン

対象設備の基準値(1/3)

種別	熱源	方式	測定条件		基準値
			温水出口温度 (ΔT:温水入出口温度差)	外気温度	COP
2-1.空冷ヒートポンプチラー (温水利用)	空気熱源	循環式	45℃ (ΔT:7℃)	乾球温度:7℃CDB 湿球温度:6℃CWB	3.00

＜備考＞

- ※ 温水最高出口温度が45℃以上65℃未満の製品で、表に示す測定条件において、COPが基準値を満たすこと。
- ※ COP:測定条件におけるエネルギー消費効率(加熱能力)/(消費電力)

種別	熱源	方式	測定条件		加熱能力	基準値
			温水出口温度 (ΔT:温水入出口温度差)	外気温度		COP
2-2.循環加温式 ヒートポンプ	空気熱源	循環式	60℃以上65℃以下 (ΔT:3℃以上7℃以下)	①[中間期] 乾球温度:16℃CDB 湿球温度:12℃CWB	10kW以下	2.15
					10kW超	3.09
				②[夏期] 乾球温度:25℃CDB 湿球温度:21℃CWB	10kW以下	2.50
					10kW超	3.09
				③[冬期] 乾球温度:7℃CDB 湿球温度:6℃CWB	10kW以下	2.00
					10kW超	2.10

＜備考＞

- ※ 温水最高出口温度が60℃以上の製品で、表に示す①～③のいずれかの測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➤ 対象設備の基準値(2／3)

(つづき)

種別	熱源	方式	測定条件		加熱能力	基準値
			温水出口温度 (ΔT:温水入出口温度差)	熱源水入口温度		COP
2-3.温水ヒートポンプ (熱回収・水熱源)	水熱源	循環式	45℃以上65℃未満 (ΔT:5℃以上10℃以下)	12℃以上22℃未満	100kW以下	4.27
					100kW超	3.79
			65℃以上75℃未満 (ΔT:5℃以上10℃以下)	0℃以下	—	2.75
				12℃以上22℃未満	100kW以下	2.88
					100kW超	3.19
				12℃以上22℃未満	—	2.20
			75℃以上90℃未満 (ΔT:5℃以上10℃以下)	30℃以上40℃未満	—	3.38
				12℃以上22℃未満	—	2.74
			90℃以上 (ΔT:5℃以上10℃以下)	50℃以上	—	4.00
				12℃以上22℃未満	—	4.23
	水・空気 両熱源	一過式	65℃以上75℃未満 (ΔT:48℃以上)	50℃以上	—	10.19
				12℃以上22℃未満	—	2.40
		循環式	45℃以上65℃未満 (ΔT:5℃以上10℃以下)	5℃以上12℃未満	—	2.40
			75℃以上90℃未満 (ΔT:5℃以上10℃以下)	12℃以上22℃未満	—	2.02
		一過式	65℃以上75℃未満 (ΔT:48℃以上)	12℃以上22℃未満	—	3.96

<備考>

※ 温水最高出口温度が45℃以上の製品で、表に示す測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

※ 冷温同時取出し機能を有する製品は、測定条件下における加熱能力と冷却能力の合算値を消費電力で除した値が基準値を満たすこと。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➤ 対象設備の基準値(3／3)

(つづき)

種別	熱源	方式	測定条件		基準値
			熱風供給温度	その他測定条件	COP
2-4.熱風ヒートポンプ ※1	空気熱源	一過式	80℃以上100℃未満 空気入口温度:20℃	外気温度 乾球温度 25℃DB 相対湿度 70RH%	3.50
	水熱源	一過式	80℃以上100℃未満 空気入口温度:20℃	熱源水入口温度:30℃ 熱源水入出口温度差:5℃	3.44
		循環式	60℃ 空気入口温度:50℃	熱源水入口温度:30℃ 熱源水入出口温度差:5℃	3.50

<備考>
※1 熱風最高供給温度が80℃以上の製品で、表に示す測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

種別	熱源	方式	測定条件		基準値
			蒸気供給温度	熱源水入口温度	COP
2-5.蒸気発生ヒートポンプ ※1	水熱源	一過式	120℃以上150℃未満	65℃以上	3.50
			150℃以上165℃未満	90℃	3.00
			165℃以上	70℃	2.46

<備考>
※1 蒸気最高供給温度が120℃以上の製品で、表の測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

種別	性能区分	基準値
		COP
2-6.施設園芸用ヒートポンプ ※1	空冷式(直膨式に限る)	3.00 以上

<備考>
※1 施設園芸用途仕様(温度範囲:設定温度が10～25℃の範囲を含み、室内機が耐湿性、耐候性を有している)を備えた空冷式のもの。
COPは標準条件と低温条件の平均で加味するが、低温条件のみの暖房COPでも代用できるものとする。
なお、室内機の送風機が圧力型の場合、暖房COPに0.2を加算できるものとする。

- その他の注意事項
- 基準値達成確認のため、性能区分の温度条件で計算したCOPが記載された製品カタログや仕様書を必ず添付すること。

別表2 指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

③業務用給湯器

対象範囲

種別	対象範囲
3-1.業務用ヒートポンプ給湯器	ヒートポンプユニット、リモコン、給湯タンク設備（貯湯・給湯・膨張・バッファータンク）
3-2.潜熱回収型給湯器（ガス・石油）	給湯器本体、リモコン（連結配管含む）、給湯タンク設備（貯湯・給湯・膨張・バッファータンク）

対象設備の基準値

種別	熱源	方式	加熱能力※2	基準値
				年間加熱効率 ※3
3-1.業務用ヒートポンプ給湯器 ※1	空気熱源	一過式	20kW以下	4.0
			20kW超	3.5

<備考>
※1 温水最高出口温度が65℃以上の製品で、表に示す測定条件において年間加熱効率※が基準値を満たすこと。
※2（中間期：乾球温度：16℃DB 湿球温度：12℃WB）
※3 年間加熱効率：JRA4060にて規定する年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率
※ ハイブリッド給湯器（ヒートポンプユニットと潜熱回収型給湯器で構成されているもの）については、業務用ヒートポンプ給湯器と潜熱回収型給湯器それぞれの基準を満たしていること。

種別	基準値
3-2.潜熱回収型給湯器（ガス・石油） ※1	94%以上 ※1

<備考>
※1 燃焼ガス中の顕熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気を持つ潜熱を回収するための熱交換器を有する装置であり、性能基準給湯熱効率（定格）が94%以上（高位発熱量基準）であること。
※ ハイブリッド給湯器（ヒートポンプユニットと潜熱回収型給湯器で構成されているもの）については、業務用ヒートポンプ給湯器と潜熱回収型給湯器それぞれの基準を満たしていること。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

④高性能ボイラ

対象範囲

種別	対象範囲
4-1.蒸気ボイラ	ボイラ本体 (給水ポンプ、送風機、制御盤、主蒸気弁、安全弁、給水弁、燃料弁、ブロー弁、節炭器、空気予熱器を含む)
4-2.温水ボイラ	ボイラ本体 (循環ポンプ、送風機、制御盤、給水弁、燃料弁、熱交換器、真空ポンプを含む)

対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値
		ボイラ効率
4-1.蒸気ボイラ ※1	－	95%以上 ※1
4-2.温水ボイラ ※2	－	95%以上 ※2

<備考>

※1 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ ― 熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。

※2 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して温水を発生させ、その温水を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ ― 熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。又は、JIS B 8417真空式温水発生機とJIS B 8418無圧式温水発生機における熱効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出された熱効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑤高効率コージェネレーション

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
5-1.高効率コージェネレーション	コージェネレーション本体

➤ 対象設備の基準値

種別	基準値(次のいずれかを満たすこと)	
	総合効率	発電効率
5-1.高効率コージェネレーション	82% 以上	41% 以上

<備考>
※ ガス・石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給システムのうち、JIS B 8121コージェネレーションシステムに準じて算出された総合効率又は発電効率(発電端)いずれかの基準を満たすこと(低位発熱量基準)。

- その他の注意事項
- ・コージェネレーション設備によって生産された電力と熱を、全て自家消費するものを補助対象とする。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑥低炭素工業炉

対象範囲

種別	対象範囲
6-1.燃焼式	炉体(外枠、バーナタイル、断熱材、煙突含む)、燃焼装置(バーナ、ラジエントチューブ、リジェネバーナ、排気ファン、燃焼空気用送風機、廃熱回収装置内蔵型含む)、廃熱回収装置
6-2.抵抗加熱式	炉体(外枠、断熱材含む)、加熱発熱体、専用電源
6-3.誘導加熱式	炉体(外枠、断熱材含む)、誘導加熱装置、専用電源、専用変電設備

対象設備の基準値

種別	性能区分		基準値
			炉効率 ※
6-1.燃焼式	加熱炉	連続式	40% 以上
		バッチ式	20% 以上
	熱処理炉	連続式	40% 以上
		バッチ式	20% 以上
	溶解炉	バッチ式	30% 以上
6-2.抵抗加熱式	加熱炉	連続式	60% 以上
		バッチ式	50% 以上
	熱処理炉	連続式	30% 以上
		バッチ式	20% 以上
	溶解炉	バッチ式	60% 以上
6-3.誘導加熱式	加熱炉	連続式	60% 以上
		バッチ式	45% 以上
	熱処理炉	バッチ式	40% 以上
		バッチ式	60% 以上

<備考>
※ 炉効率は、被加熱物の持ち去る熱量(含熱量) ÷ 総投入熱量×100 から算出する。但し循環熱は投入熱量から除く。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑦変圧器

対象範囲

種別	対象範囲
7-1.油入変圧器	変圧器本体
7-2.モールド変圧器	

対象設備の基準値

種別	性能区分			基準(エネルギー消費効率) 達成率
7-1.油入変圧器 ※ 絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。	単相	50Hz	500kVA以下	125%以上
		60Hz	500kVA以下	
	三相	50Hz	500kVA以下	
			500kVA超	
		60Hz	500kVA以下	
			500kVA超	
7-2.モールド変圧器 ※ 樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。	単相	50Hz	500kVA以下	
		60Hz	500kVA以下	
	三相	50Hz	500kVA以下	
			500kVA超	
		60Hz	500kVA以下	
			500kVA超	

- <備考>
1. 定格一次電圧が600Vを超え、7,000V以下のものであって、かつ、交流の電路を使用する変圧器。但し、以下のものを除く。
①絶縁材料としてガスを使用するもの、②H種絶縁材料を使用するもの、③スコット結線変圧器、④3以上の巻線を有するもの、
⑤柱上変圧器、⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの、⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2,000kVAを超えるもの、⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの、⑨定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの、⑩風冷式又は水冷式のもの。
2. エネルギー消費効率については、JIS C 4304及びJIS C 4306に規定する測定方法により測定した無負荷損(W)及び負荷損(W)から得られる全損失(W)とする。
3. JIS C 4304及びJIS C 4306に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、表内の区分毎に油入変圧器は1.10を、モールド変圧器は1.05を、それぞれ算定式に乗じた値を目標基準値とする。

その他、詳細はトップランナー制度「変圧器 目標年度が2014年度以降の各年度のものの」に準ずる。

別表2 指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑧冷凍冷蔵設備

対象範囲

種別	対象範囲
8-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫・冷凍冷蔵庫本体
8-2.電気冷凍庫	冷凍庫本体
8-3.冷凍機内蔵形ショーケース	ショーケース本体
8-4.コンデンシングユニット	コンデンシングユニット本体(圧縮ユニット、リモートコンデンサ含む)
8-5.冷凍冷蔵ユニット	クーリングユニット本体(庫外ユニット、庫内ユニット、コントローラ含む)

対象設備の基準値(1/3)

種別	性能区分		基準値
			2016年省エネ基準達成率
8-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫	縦型※1	100%以上
		横型※2	
	冷凍冷蔵庫	縦型※1	
		横型※2	
8-2.電気冷凍庫	冷凍庫	縦型※1	100%以上
		横型※2	

<備考>
※ インバータを搭載しているものを対象とする。
※1「縦型」とはJIS B 8630(2009)に規定する外形寸法に基づく高さ(以下「外形高さ寸法」という。)(単位ミリメートル)が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のものをいう。
※2「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000ミリメートル以下の機器であって前開き形のものをいう。

■その他の注意事項

- 詳細はトップランナー制度「電気冷蔵庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷蔵庫】」、「電気冷凍庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷凍庫】」に準ずる。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➤ 対象設備の基準値(2/3)

種別	性能区分						基準値	
	外気の遮断	形状	温度帯		冷却方式	扉の形態	2020年 省エネ基準 達成率	
8-3.冷凍機 内蔵形 ショー ケース	クローズド タイプ	箱形	冷蔵		冷氣強制 循環形	スイング※3 スライド※4	100%以上	
		四面・五面 ガラス式				スイング※3		
		リーチイン (冷凍機が下置き のもの)				スライド※4		
						スイング※3		
		ガラス トップ式	冷凍		冷氣自然 対流形	スライド※4		
					冷氣強制 循環形			
		オープン タイプ	多段形 (天井吹出形) (薄形)※1	冷蔵	中温	冷氣強制 循環形		-
					高温			
	低温							
	中温							
	平形 (片面)※2		冷凍	低温				
				中温				

<備考>

※1「薄形」とは、JIS B 8631-1 (2011) に規定する最大外形寸法に基づく奥行き(以下「製品奥行き寸法」という。)(単位ミリメートル)が800ミリメートル未満のものをいう。

※2「片面」とは、JIS B 8631-1 (2011) に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。

※3「スイング」とは、扉の一边に回転軸を有し、その軸を中心に回転させて開閉する扉の形態をいう。

※4「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。

■その他の注意事項

- ・ 詳細はトップランナー制度「ショーケース(目標年度が2020年度以降の各年度のものの)」に準ずる。
- ・ 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

対象設備の基準値(3/3)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
	蒸発温度/庫内温度 ※2	成績係数 ※3
8-4.コンデンシングユニット ※1	蒸発温度 -10℃	1.33以上
	蒸発温度 -40℃	0.57以上
8-5.冷凍冷蔵ユニット ※1	庫内温度 10℃以上	1.30以上
	庫内温度 5℃	1.23以上
	庫内温度 0℃	1.17以上
	庫内温度 -20℃	0.62以上
	庫内温度 -25℃	0.60以上

<備考>
※1 JIS B 8623:2002における試験方法で規定もしくは測定された、容積形圧縮機と水冷式又は空冷式(リモート式を含む)凝縮器並びに受液器などの附属機器からなるコンデンシングユニット及び、コンデンシングユニットの派生製品である冷凍冷蔵ユニットで、インバーター方式又は、5段階以上の容量制御が可能であること。
※2 複数の性能区分に対応する設備の場合は、基準値を満たすいずれかの区分での申請であること。
※3 各蒸発温度(吸い込み圧力に対する飽和温度)又は庫内温度における、冷凍能力を消費電力で除して算出した数値。

- その他の注意事項
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

⑨産業用モータ

対象範囲

種別	対象範囲
9-1.産業用モータ (産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機)	産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機本体、インバータ制御盤

対象設備の基準値

次ページ参照。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

対象設備の基準値

種別	性能区分		基準値※1		
			2極	4極	6極
9-1.産業用モータ ※2 ※3 ※4 (産業用モータ単体・ポンプ・ 圧縮機・送風機)	60Hz	0.75kW	77.0%	85.5%	82.5%
		1.1kW	84.0%	86.5%	87.5%
		1.5kW	85.5%	86.5%	88.5%
		2.2kW	86.5%	89.5%	89.5%
		3.7kW	88.5%	89.5%	89.5%
		5.5kW	89.5%	91.7%	91.0%
		7.5kW	90.2%	91.7%	91.0%
		11kW	91.0%	92.4%	91.7%
		15kW	91.0%	93.0%	91.7%
		18.5kW	91.7%	93.6%	93.0%
		22kW	91.7%	93.6%	93.0%
		30kW	92.4%	94.1%	94.1%
		37kW	93.0%	94.5%	94.1%
		45kW	93.6%	95.0%	94.5%
		55kW	93.6%	95.4%	94.5%
		75kW	94.1%	95.4%	95.0%
		90kW	95.0%	95.4%	95.0%
		110kW	95.0%	95.8%	95.8%
		150kW	95.4%	96.2%	95.8%
		185～375kW	95.8%	96.2%	95.8%
	50Hz	0.75kW	80.7%	82.5%	78.9%
		1.1kW	82.7%	84.1%	81.0%
		1.5kW	84.2%	85.3%	82.5%
		2.2kW	85.9%	86.7%	84.3%
		3kW	87.1%	87.7%	85.6%
		3.7kW	87.8%	88.4%	86.5%
		4kW	88.1%	88.6%	86.8%
		5.5kW	89.2%	89.6%	88.0%
		7.5kW	90.1%	90.4%	89.1%
		11kW	91.2%	91.4%	90.3%
		15kW	91.9%	92.1%	91.2%
		18.5kW	92.4%	92.6%	91.7%
		22kW	92.7%	93.0%	92.2%
		30kW	93.3%	93.6%	92.9%
		37kW	93.7%	93.9%	93.3%
		45kW	94.0%	94.2%	93.7%
		55kW	94.3%	94.6%	94.1%
		75kW	94.7%	95.0%	94.6%
		90kW	95.0%	95.2%	94.9%
		110kW	95.2%	95.4%	95.1%
		132kW	95.4%	95.6%	95.4%
		160kW	95.6%	95.8%	95.6%
		200～375kW	95.8%	96.0%	95.8%

<備考>
※1 JIS C 4034-2-1に規定する方法により測定した数値を用い、出力(入力ー全損失)を入力(W)で除した数値(%)とする。
※2 インバータ制御により、省エネ化を図るものを対象とする。
(インバータ制御が一体となる設備であること、又はインバータ制御盤を設置すること。)
※3 IECが定めたIE3以上のモータは、基準を満たしているとみなし補助対象とする。
※4 3定格(6定格)を含む場合の200V/60Hz(400V/60Hz)については、トップランナー基準を満たしていれば、IE3相当とみなし、補助対象とする。

■その他の注意事項
・ 詳細はトップランナー制度「産業用モータ 目標年度が2015年度以降の各年度のもの」に準ずる。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑩調光制御設備

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
10-1.無線式調光制御設備	照明器具、リモコン、制御装置、センサー
10-2.有線式調光制御設備	
10-3.人感・明るさセンサ付調光制御設備	

➤ 対象設備の基準値

次ページ参照。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

対象設備の基準値

調光制御機能等※を有する照明器具

種別	基準値(照明器具について)	
	光源色	固有エネルギー消費効率
10-1.無線式調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100lm/W以上
	温白色・電球色	50lm/W以上
10-2.有線式調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100lm/W以上
	温白色・電球色	50lm/W以上
10-3.人感・明るさセンサ付調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100lm/W以上
	温白色・電球色	50lm/W以上

<備考>

※本事業における調光制御設備(無線式、有線式、人感・明るさセンサ付)の定義は以下の通りとする。

1. 照明器具

照明器具は次による。

(1)電気用品安全法等の国内法規に準じたもの。

(2)商用電源により点灯するものに限る。但しコンセントより給電する照明器具は対象外とする。

(3)既設照明器具の改造を伴う場合は対象外とする。

(4)蛍光ランプ、白熱電球、放電ランプ、電球形LEDランプと互換性を有する口金をもつものは対象外とする。

2. 調光制御設備

原則、同一メーカーの連続調光照明器具と照明制御器の組み合わせとするほか、次による。

2-1. 連続調光器具

調光制御システムと組み合わせる器具は、調光信号により出力を連続的に制御し、調光下限値を35%以下としたものとする。

2-2. 照明制御器

(1)照明制御器は、センサ、照明制御部等で構成し、センサからの情報及び予め設定された条件から照明器具の光出力又は点滅を制御できるものとする。

(2)調光信号を送出し、25台以上の照明器具を制御できるものとする。

2-3. 無線式

無線通信機器付照明器具と無線通信機能付照明制御機器の組み合わせにより制御するシステムとする。

2-4. 有線式

専用の調光信号線により、連続調光器具と照明制御器を接続し制御するシステムとする。

3. センサ

照明制御器のセンサ及びセンサ付き器具のセンサは、次による。

3-1. 明るさセンサ

明るさセンサが感知した光量に応じて調光できるものとする。

3-2. 人感センサ

(1)人感センサは、センサから直線距離2.5m以上検知できるものとする。

(2)消灯と減光は切り換えられるものとし、減光時の光束は感知時の全光束に対しての比率で30%以下で設定されているものとする。

4. 制御

調光制御設備の導入に当たり、以下の制御のうち、1つ以上の制御を採用すること。

(1)スケジュール制御

予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する。

(2)明るさセンサによる一定照度制御

明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する。

(3)在／不在調光制御

人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する。なお、調光制御に当たっては、緩やかに調光できるものとする。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

生産設備

対象設備の基準値

生産設備における補助対象設備の基準は、下表の通りとする。

項目	内容
1	2011年以降に販売が開始されたモデルであること。 (最新モデルである必要はないが、中古品は対象外である。)
2	生産性の向上に資するものの指標(エネルギー効率、生産効率※)が同一の製造事業者における一代前モデルと比較して年平均1%以上向上している設備であること。

＜年平均1%以上について＞

(例) 登録製品型番販売開始年:2018年、同一製造事業者内の一代前モデル販売開始年:2015年の場合、生産性の向上に資するものの指標は3(2018－2015)%以上(年平均1%以上のため)向上している必要がある。

※指標として「生産効率」を選択する場合は、同一生産量を製造した際にエネルギー使用量が削減されていること。

補助対象となる種別

上記基準を満たした以下設備のうち、次ページ以降に記載のある種別が対象となります。

- ⑪ 工作機械
- ⑫ プラスチック加工機械
- ⑬ プレス機械
- ⑭ 印刷機械
- ⑮ ダイカストマシン

上記設備毎の対象となる設備及び要件については、次ページ以降参照。

別表2 指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑪ 工作機械

対象範囲

種別		対象範囲
11-1. 旋盤(ターニングセンタ含む)	※1	旋盤本体
11-2. マシニングセンタ		マシニングセンタ本体
11-3. レーザ加工機	※2	レーザ加工機本体
11-4. フライス盤	※1	フライス盤本体
11-5. 研削盤	※1	研削盤本体

＜備考＞

- 本体とは、登録された型番が示す範囲の設備をいう。
- JIS B 0105:2012に基づく分類。
- 制御装置等の単独導入は対象外。

※1 数値制御(NC)機能を有しているものに限る。
※2 主にJIS B 0105:2012でのNo.13500～13503に該当するものをいう。

対象種別

種別	設備要件
11-1. 旋盤(ターニングセンタ含む)	JIS B 0105:2012に基づき旋盤又はターニングセンタに分類され、数値制御(NC)機能を有するもの
11-2. マシニングセンタ	JIS B 0105:2012に基づきマシニングセンタに分類されるもの
11-3. レーザ加工機	主にJIS B 0105:2012に規定するNo.13500～13503に該当するもの
11-4. フライス盤	JIS B 0105:2012に基づきフライス盤に分類され、数値制御(NC)機能を有するもの
11-5. 研削盤	JIS B 0105:2012に基づき研削盤に分類され、数値制御(NC)機能を有するもの

＜備考＞

※ 制御装置等の単独導入は対象外。

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑫プラスチック加工機械

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
12-1. 射出成形機	射出成形機本体(型締装置、射出装置、駆動装置、制御装置)

＜備考＞

- 本体とは、登録された型番が示す範囲の設備をいう。
- JIS B 8650:2006に基づく分類。

➤ 対象種別

種別	設備要件
12-1. 射出成形機	JIS B 8650:2006に基づき 射出成形機に分類されるもの

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑬プレス機械

対象範囲

種別		対象範囲
13-1. サーボプレス	※1	サーボプレス本体
13-2. プレスブレーキ	※2	プレスブレーキ本体
13-3. パンチングプレス(レーザ複合機含む)	※3	パンチングプレス本体

＜備考＞

- 本体とは、登録された型番が示す範囲の設備をいう。

※1 主としてJIS B 0111:2017に規定する1059 機械サーボプレス、2037 液圧プレスに該当するものをいう。

※2 主としてJIS B 0111:2017に規定する1048 機械式プレスブレーキ、2024 液圧プレスブレーキ、2025 油圧プレスブレーキ、2026 C型油圧プレスブレーキ、2027 ストレートサイド形油圧プレスブレーキに該当するものをいう。

※3 主としてJIS B 0111:2017に規定する3004 タレットパンチプレス、3005 シングルパンチプレスに該当するものをいう。但し、レーザ複合機を含むものも対象とする。

対象種別

種別	設備要件
13-1. サーボプレス	主にJIS B 0111:2017に規定する1059 機械サーボプレス、2037 液圧プレスに該当するもの
13-2. プレスブレーキ	主にJIS B 0111:2017に規定する1048 機械式プレスブレーキ、2024 液圧プレスブレーキ、2025 油圧プレスブレーキ、2026 C型、油圧プレスブレーキ、2027 ストレートサイド形油圧プレスブレーキに該当するもの
13-3. パンチングプレス(レーザ複合機含む)	主にJIS B 0111:2017に規定する3004 タレットパンチプレス、3005 シングルパンチプレスに該当するもの(レーザ複合機を含むものも対象)

別表2

指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑭印刷機械

対象範囲

種別	対象範囲
14-1. 印刷機(有版) ※1	印刷機本体(給紙から排紙までの装置)
14-2. デジタル枚葉印刷機 ※2	デジタル枚葉印刷機本体(給紙から排紙までの装置)
14-3. 連帳デジタル印刷機 ※3	連帳デジタル印刷機本体(給紙から排紙までの装置)

＜備考＞

- ※1 印刷機械用語(2008)の印刷機械のうち、版を有するものをいう。(産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当しないもの)
- ※2 印刷機械用語(2008)の印刷機械のうち、産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当する枚葉印刷機で、B2サイズ以上のものをいう。
- ※3 印刷機械用語(2008)の印刷機械のうち、産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当する連帳印刷機をいう。

対象種別

種別	設備要件
14-1.印刷機(有版)	印刷機械用語(2008)の印刷機械及び紙工機械のうち、版を有するもの(産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当しないもの)
14-2.デジタル枚葉印刷機	印刷機械用語(2008)の印刷機械及び紙工機械のうち、産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当する枚葉印刷機で、B2サイズ以上のもの
14-3.連帳デジタル印刷機	印刷機械用語(2008)の印刷機械及び紙工機械のうち、産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当する連帳印刷機

＜備考＞

- ※ 新聞輪転印刷機は対象外。
- ※ 大判プリンターは連長(ロール式)及び枚葉(フラットベット)方式ともに対象外。

別表2 指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑮ダイカストマシン

対象範囲

種別	対象範囲
15-1. コールドチャンバー ※1	ダイカストマシン本体
15-2. ホットチャンバー ※2	

＜備考＞

- ※ ダイカストマシンとは、一般社団法人日本ダイカスト協会のダイカストの標準DCS T＜用語編＞に規定されるダイカストマシン（金型を締め付け、また、開くための型締部、溶湯を金型内に圧入するための射出部、製品を金型から押し出すための装置を備え、さらにこれらを作動、もしくは制御するための油圧装置、電気装置などをもつ鑄造機械）をいう。
- ※1 一般社団法人日本ダイカスト協会のダイカストの標準DCS T＜用語編＞に規定されるダイカストマシンのうち、加圧チャンバー室が溶湯の中にないもの。
- ※2 一般社団法人日本ダイカスト協会のダイカストの標準DCS T＜用語編＞に規定されるダイカストマシンのうち、加圧チャンバー室が溶湯の中にあるもの。

対象種別

種別	性能区分	設備要件
15-1. コールドチャンバー	サーボ油圧ポンプ式	電動サーボモーター付き油圧ポンプにより、ダイカストマシンを作動、もしくは制御するもの
	電動稼働式	電動モーターにより、ダイカストマシンの型締部、射出部又は押出部のいずれかを作動、もしくは制御するもの
15-2. ホットチャンバー	サーボ油圧ポンプ式	電動サーボモーター付き油圧ポンプにより、ダイカストマシンを作動、もしくは制御するもの
	電動稼働式	電動モーターにより、ダイカストマシンの型締部、射出部又は押出部のいずれかを作動、もしくは制御するもの

9. 資料

資料1 日本標準産業分類

大分類			中分類	分類項目名			
A	農業,林業	01	農業	J	卸売業,小売業 (続き)		
		02	林業		53	建築材料,鉱物・金属材料等 卸売業	
B	漁業	03	漁業(水産養殖業を除く)		54	機械器具卸売業	
		04	水産養殖業		55	その他の卸売業	
C	鉱業,採石業, 砂利採取業	05	鉱業,採石業,砂利採取業		56	各種商品小売業	
					57	織物・衣服・身の回り品小売業	
					58	飲食料品小売業	
D	建設業	06	総合工事業		59	機械器具小売業	
		07	職別工事業(設備工事業を除く)		60	その他の小売業	
		08	設備工事業	61	無店舗小売業		
E	製造業	09	食料品製造業	K	金融業,保険業		
		10	飲料・たばこ・飼料製造業		62	銀行業	
		11	繊維工業		63	協同組織金融業	
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)		64	貸金業,クレジットカード業等 非預金信用機関	
		13	家具・装備品製造業		65	金融商品取引業,商品先物取引業	
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業		66	補助的金融業等	
		15	印刷・同関連業		67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	
		16	化学工業		L	不動産業,物品賃 貸業	
		17	石油製品・石炭製品製造業			68	不動産取引業
		18	プラスチック製品製造業	69		不動産賃貸業・管理業	
		19	ゴム製品製造業	M	70	物品賃貸業	
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業		N	71	学術・開発研究機関
		21	窯業・土石製品製造業			72	専門サービス業(他に分類され ないもの)
		22	鉄鋼業			73	広告業
		23	非鉄金属製造業	74		技術サービス業(他に分類され ないもの)	
		24	金属製品製造業	O	75	宿泊業	
		25	はん用機械器具製造業		76	飲食店	
		26	生産用機械器具製造業		77	持ち帰り・配達飲食サービス業	
		27	業務用機械器具製造業	P	78	洗濯・理容・美容・浴場業	
		28	電子部品・デバイス・電子回路 製造業		79	その他の生活関連サービス業	
		29	電気機械器具製造業	Q	80	娯楽業	
		30	情報通信機械器具製造業		81	学校教育	
		31	輸送用機械器具製造業		82	その他の教育,学習支援業	
		32	その他の製造業	R	83	医療業	
F	電気・ガス・熱供 給・水道業	33	電気業		84	保健衛生	
		34	ガス業		85	社会保険・社会福祉・介護事業	
		35	熱供給業	S	86	郵便局	
		36	水道業		87	協同組合(他に分類されないもの)	
G	情報通信業	37	通信業	T	88	廃棄物処理業	
		38	放送業		89	自動車整備業	
		39	情報サービス業		90	機械等修理業	
		40	インターネット附随サービス業		91	職業紹介・労働者派遣業	
		41	映像・音声・文字情報制作業		92	その他の事業サービス業	
H	運輸業,郵便業	42	鉄道業		93	政治・経済・文化団体	
		43	道路旅客運送業		94	宗教	
		44	道路貨物運送業		95	その他のサービス業	
		45	水運業		96	外国公務	
		46	航空運輸業	U	97	国家公務	
		47	倉庫業		98	地方公務	
		48	運輸に附帯するサービス業				
		49	郵便業(信書便事業を含む)				
I	卸売業,小売業	50	各種商品卸売業				
		51	繊維・衣服等卸売業				
		52	飲食料品卸売業				

————— 公募に関するお問い合わせ・相談・連絡窓口 —————

一般社団法人環境共創イニシアチブ

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 お問い合わせ窓口

(A) 先進事業 TEL:03-5565-3840

(B) オーダーメイド型事業
(D) エネマネ事業 TEL:03-5565-4463

(C) 指定設備導入事業 TEL:0570-055-122

※ IP電話からのお問い合わせ(C) TEL:042-303-4185

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

ホームページ <https://sii.or.jp/>